

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成18年12月12日

【中間会計期間】 第103期中(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

【会社名】 野村ホールディングス株式会社

【英訳名】 Nomura Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役兼執行役社長 古賀 信行

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(5255)1000

【事務連絡者氏名】 野村證券株式会社
主計部長 村木 修司

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

【電話番号】 03(3211)1811

【事務連絡者氏名】 野村證券株式会社
主計部長 村木 修司

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第101期 中	第102期 中	第103期 中	第101期	第102期
会計期間	自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日 (平成17年3月期中)	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (平成19年3月期中)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日 (平成17年3月期)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日 (平成18年3月期)
収益合計 (百万円)	504,123	734,471	870,944	1,126,237	1,792,840
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	370,769	460,150	456,912	799,190	1,145,650
継続事業からの税引前中間(当期)純利益 (百万円)	88,673	141,368	106,491	204,835	445,600
中間(当期)純利益 (百万円)	44,048	69,202	63,665	94,732	304,328
純資産額 (百万円)	1,829,788	1,869,148	2,125,028	1,868,429	2,063,327
総資産額 (百万円)	32,566,870	36,069,965	32,682,845	34,488,853	35,026,035
1株当たり純資産額 (円)	942.50	981.51	1,114.88	962.48	1,083.19
基本的1株当たり中間(当期)純利益 (円)	22.69	36.01	33.41	48.80	159.02
希薄化後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	22.68	35.95	33.33	48.77	158.78
自己資本比率 (%)	5.6	5.2	6.5	5.4	5.9
継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	367,309	396,682	1,422,292	278,929	566,327
継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	58,369	6,304	91,493	121,824	27,439
継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	223,970	582,505	847,879	385,061	798,215
現金および現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	449,598	768,303	330,804	585,115	991,961
従業員数 (人)	14,423	14,768	15,468	14,344	14,668
[外、平均臨時従業員数]	[3,378]	[3,660]	[4,293]	[3,563]	[3,779]

(注) 1 米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき記載されております。

- 2 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、非継続となった事業にかかる損益を独立表示しております。それに伴い第102期中間期の「収益合計」「収益合計(金融費用控除後)」および「継続事業からの税引前中間(当期)純利益」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「収益合計」「収益合計(金融費用控除後)」および「継続事業からの税引前中間(当期)純利益」は以下のとおりです。

回次	第102期 中
会計期間	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (平成18年3月期中)
収益合計 (百万円)	947,979
収益合計(金融費用控除後) (百万円)	668,980
継続事業からの税引前中間(当期)純利益 (百万円)	148,313

- 3 トレーディング目的以外の資産および負債に対する経済的なヘッジ活動を目的とする取引ではあるものの、ヘッジ取引の基準に適合しないデリバティブ取引の公正価値の変動は、取引の性格に応じ、トレーディング損益、金融収益あるいは金融費用に計上されております。第101期および第102期中間期より「組込デリバティブ取引」および「当該デリバティブ取引に関連する経済的ヘッジ取引」の双方を相殺し、純額表示しております。これにともない第101期中間期の「収益合計」を当期の開示様式に合わせて組み替え再表示しております。組み替え再表示前の収益合計は次のとおりです。

回次	第101期 中
会計期間	自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日 (平成17年 3月期中)
収益合計 (百万円)	540,170

- 4 「純資産額」は、米国会計原則に基づく資本合計を記載しております。
- 5 「1株当たり純資産額」の計算に使用される純資産額は米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。また、「自己資本比率」の計算に使用される自己資本は、米国会計原則に基づく資本合計を使用しております。
- 6 財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」の規定に従い、非継続となった事業にかかるキャッシュ・フローを独立表示しております。それに伴い第101期および第102期中間期の「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」、「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」、「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」を組み替え再表示しております。組み替え再表示前の「継続事業からの営業活動によるキャッシュ・フロー」、「継続事業からの投資活動によるキャッシュ・フロー」、「継続事業からの財務活動によるキャッシュ・フロー」および「現金および現金同等物の期末残高」は次のとおりです。

回次	第102期 中	第101期
会計期間	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 (平成18年 3月期中)	自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日 (平成17年 3月期中)
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	433,741	278,929
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,185	32,564
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	563,203	385,061
現金および現金同等物 の中間期末(期末)残高 (百万円)	840,583	724,637

- 7 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 8 従業員数につきまして、上記のほか、第103期中間期において中間連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は4,420人、平均臨時従業員数は1,457人です。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第101期 中	第102期 中	第103期 中	第101期	第102期
会計期間	自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日 (平成17年 3月期中)	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 (平成18年 3月期中)	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日 (平成19年 3月期中)	自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日 (平成17年 3月期)	自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日 (平成18年 3月期)
営業収益 (百万円)	214,995	153,396	250,495	269,600	220,699
経常利益 (百万円)	171,105	110,494	192,667	179,408	131,282
中間(当期)純利益 (百万円)	171,055	107,627	189,727	148,113	17,878
資本金 (百万円)	182,800	182,800	182,800	182,800	182,800
発行済株式総数 (千株)	1,965,920	1,965,920	1,965,920	1,965,920	1,965,920
純資産額 (百万円)	1,519,731	1,536,612	1,538,647	1,485,538	1,446,649
総資産額 (百万円)	2,969,025	3,269,931	4,021,704	3,010,792	3,627,776
1株当たり配当額 (円)	10.00	12.00	16.00	20.00	48.00
第1四半期 (円)			8.00		
第2四半期 (円)	10.00	12.00	8.00	10.00	12.00
期末 (円)				10.00	36.00
自己資本比率 (%)	51.2	47.0	38.2	49.3	39.9
従業員数 (人)	7	8	23	7	19

- (注) 1 消費税および地方消費税の課税取引については、消費税等を含んでおりません。
- 2 中間連結財務諸表を作成しているため、提出会社の1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の記載を省略しております。
- 3 第103期より、四半期配当を実施しております。
- 4 第102期以前の1株当たり配当額中第2四半期の欄には、中間配当額を記載しております。
- 5 純資産額の算定にあたり、第103期中間期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2 【事業の内容】

当中間期において、提出会社および提出会社の連結子会社等（連結子会社および連結変動持分事業体）224社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。なお、当中間期末の持分法適用子会社および関連会社は36社であります。

3 【関係会社の状況】

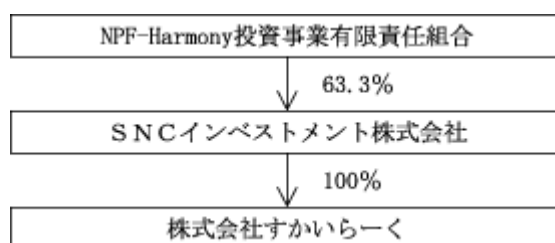
当中間期における重要な関係会社の異動は以下のとおりです。

（新たに持分法適用対象となった会社）

名称	住所	資本金 または出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	関係内容
(持分法適用子会社)					
NPF-Harmony投資事業有限責任組合 2、4、5	東京都千代田区	百万円 107,000	投資業	100% (100%)	役員の兼任...無
SNCインベストメント株式会社 2、6、7	東京都千代田区	百万円 81,821	投資業	63.3% (63.3%)	役員の兼任...無
株式会社すかいらく 3、6、7	東京都武蔵野市	百万円 12,905	外食および 食品事業	100% (100%)	役員の兼任...無

(注) 1 議決権の所有割合の()内は、内数表示の間接所有割合であります。

- 2 特定子会社に該当いたします。
- 3 有価証券報告書提出会社であります。
- 4 議決権の所有割合は、業務執行権限の割合を表示しております。
- 5 企業会計基準委員会実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」により、日本において一般に公正妥当と認められた会計原則における子会社に該当いたします。提出会社の連結財務諸表の作成においては、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則を構成する緊急問題専門委員会発行番号04-5号「有限責任出資者が特定の権利を有する場合における単独の無限責任出資者あるいは複数の無限責任出資者がひとつのグループとしてリミテッド・パートナーシップあるいは類似事業体を支配しているか否かの判断」に従い、持分法を適用しております。
- 6 議決権の所有割合の関係は下図のとおりです。



- 7 当該会社の財務諸表は、NPF-Harmony投資事業有限責任組合に対する持分法の適用を通じて、提出会社の連結財務諸表に反映されております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年9月30日現在

	従業員数(人)
連結会社合計	15,468〔4,293〕

- (注) 1 当社の事業区分は投資・金融サービス業という事業セグメントに属しており、全連結会社の従業員数の合計を記載しております。なお、中間連結財務諸表注記に記載しております事業別セグメント情報は米国会計原則に規定する経営管理上の組織に基づき、国内営業部門、グローバル・マーケティング部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五区分により作成されております。
- 2 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は〔 〕内に当中間期の平均人員を外数で記載しております。
- 3 上記のほか、中間連結財務諸表上連結子会社として取り扱われているプライベート・エクイティ投資先企業の従業員数は4,420人、平均臨時従業員数は1,457人であります。

(2) 提出会社の従業員の状況

平成18年9月30日現在

	従業員数(人)
提出会社計	23

- (注) 1 従業員数は就業人員数であります。なお、臨時従業員はおりませんので、記載を省略しております。
- 2 上記のほか、野村証券株式会社との兼務者が74人、野村アセットマネジメント株式会社との兼務者が2人おります。

(3) 労働組合の状況

特記事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績の概況

当中間期の収益合計（金融費用控除後）は、前年同期比1%減の4,569億円、金融費用以外の費用は、前年同期比10%増の3,504億円となり、その結果、継続事業からの税引前中間純利益は前年同期比25%減の1,065億円、中間純利益は前年同期比8%減の637億円となりました。

キャッシュ・フローの状況につきましては、現金および現金同等物の当中間期末残高は、前事業年度末と比較し6,612億円減少（前年同期は1,832億円の増加）となりました。トレーディング関連残高（資産・負債の純額）の増加などにより営業活動により使用された現金は1兆4,223億円（前年同期の営業活動により使用された現金は3,967億円）となりました。なお、トレーディング関連残高（資産および負債）は、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資、担保付契約、トレーディング負債、担保付調達および約定見返勘定（受取債権または支払債務に含まれる）などからなっております。土地、建物、器具備品および設備の購入等により、投資活動により使用された現金は915億円（前年同期の投資活動により使用された現金は63億円）となりました。また借入の増加などにより、財務活動から得た現金は8,479億円（前年同期の財務活動から得た現金は5,825億円）となりました。

中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および金融費用以外の費用の内訳はそれぞれ次のとおりであります。

	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 (百万円)	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日 (百万円)
委託・投信募集手数料	132,650	145,642
（委託手数料）	(82,556)	(77,153)
（投信募集手数料）	(37,110)	(48,972)
（その他）	(12,984)	(19,517)
投資銀行業務手数料	38,787	41,252
（引受・募集手数料）	(25,644)	(29,511)
（M&A・財務コンサルティングフィー）	(13,103)	(11,538)
（その他）	(40)	(203)
アセットマネジメント業務手数料	44,891	65,208
（アセットマネジメントフィー）	(38,894)	(57,937)
（その他）	(5,997)	(7,271)
トレーディング損益	114,649	103,312
（マーチャント・バンキング）	(4,222)	(2,198)
（エクイティ・トレーディング）	(54,294)	(44,408)
（債券等トレーディング）	(56,133)	(61,102)
プライベート・エクイティ投資関連損益	243	37,295
純金融収益	41,927	26,139
投資持分証券関連損益	28,374	20,553
プライベート・エクイティ投資先企業売上高	46,480	42,705
その他	12,635	15,912
収益合計（金融費用控除後）	460,150	456,912

	自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 (百万円)	自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日 (百万円)
人件費	146,404	161,828
支払手数料	14,796	20,590
情報・通信関連費用	41,245	50,601
不動産関係費	26,489	28,185
事業促進費用	14,933	17,658
プライベート・エクイティ投資先企業売上原価	28,008	23,208
その他	46,907	48,351
金融費用以外の費用計	318,782	350,421

事業別セグメント情報

事業別セグメントにおける業績は次のとおりです。

なお、合算セグメント情報と、中間連結損益計算書における収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益との調整計算につきましては、「中間連結財務諸表注記 15 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

収益合計（金融費用控除後）

	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (百万円)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)
国内営業部門	186,246	200,127
グローバル・マーケット部門	127,499	117,374
グローバル・インベストメント・バンキング部門	33,238	48,496
グローバル・マーチャント・バンキング部門	3,608	56,664
アセット・マネジメント部門	29,331	41,490
その他（消去分を含む）	11,316	1,348
計	391,238	465,499

税引前中間純利益（損失）

	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日 (百万円)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日 (百万円)
国内営業部門	71,727	70,710
グローバル・マーケット部門	30,794	10,726
グローバル・インベストメント・バンキング部門	11,286	21,843
グローバル・マーチャント・バンキング部門	1,174	51,280
アセット・マネジメント部門	8,642	16,290
その他（消去分を含む）	2,353	18,708
計	118,922	152,141

国内営業部門

当中間期の国内営業部門は、資産運用ニーズの多様化に沿って、お客様への提案・相談サービスおよび商品ラインナップを充実させたことで、様々な投信販売が好調に推移した結果、投資信託募集手数料が順調に増加しました。一方、個人の株式委託売買代金減少の影響などにより株式委託手数料が減少しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 186,246百万円から 7%増の 200,127百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 114,519百万円から 13%増の 129,417百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 71,727百万円から 1%減の 70,710百万円となりました。

グローバル・マーケット部門

当中間期のグローバル・マーケット部門は、フィクスト・インカムでは、金利・為替市場の変化に伴い、ト

レーディング益が減少しました。エクイティでは、デリバティブ分野のトレーディングが収益に貢献し始めたことに加え顧客オーダー・フローが堅調に推移しましたが、ブロック・トレードなどが減少しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 127,499百万円から 8%減の 117,374百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 96,705百万円から 10%増の 106,648百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 30,794百万円から 65%減の 10,726百万円となりました。

グローバル・インベストメント・バンキング部門

当中間期のグローバル・インベストメント・バンキング部門は、大型エクイティ・ファイナンス案件で主幹事を務めたことなどにより株式引受手数料が増加したほか、MPOなどの資本を活用したソリューション・ビジネスも拡大しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 33,238百万円から 46%増の 48,496百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 21,952百万円から 21%増の 26,653百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 11,286百万円から 94%増の 21,843百万円となりました。

グローバル・マーチャント・バンキング部門

当中間期のグローバル・マーチャント・バンキング部門は、野村プリンシパル・ファイナンスの投資先企業であるタンガロイの株式一部譲渡および欧州テラ・ファーマによる投資先企業の一部売却に伴う売却益や評価益が収益に貢献しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 3,608百万円から 56,664百万円と増加しました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 4,782百万円から 13%増の 5,384百万円となり、税引前中間純利益（損失）は、前年同期、当中間期それぞれ 1,174百万円、51,280百万円となりました。

アセット・マネジメント部門

当中間期のアセット・マネジメント部門は、多分配型投信や新規設定投信などの商品ラインナップおよび販売チャネルの拡充を通して、運用資産残高が増加した結果、アセットマネジメント業務手数料が拡大しました。また、関係会社株式の売却益を計上しました。その結果、収益合計（金融費用控除後）は、前年同期の 29,331百万円から 41%増の 41,490百万円となりました。また、金融費用以外の費用は、前年同期の 20,689百万円から 22%増の 25,200百万円となり、税引前中間純利益は、前年同期の 8,642百万円から 88%増の 16,290百万円となりました。

その他の業績

その他の業績は、投資有価証券の損益、関連会社損益の持分額、その他決算修正項目等から構成されております。その他の業績の税引前中間純損失は、前年同期、当中間期それぞれ 2,353百万円、18,708百万円となりました。

地域別情報

地域別の収益合計（金融費用控除後）および税引前中間純利益（損失）については、「中間連結財務諸表注記 15 セグメント情報および地域別情報」をご参照ください。

(2) トレーディング業務の概要

トレーディング目的資産負債

平成17年9月30日および平成18年9月30日現在のトレーディング目的資産負債の残高は以下のとおりです。

種類	平成17年9月30日現在 (百万円)	平成18年9月30日現在 (百万円)
トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資	13,620,231	12,817,424
有価証券等	12,852,741	11,850,187
持分証券および転換社債	2,828,106	3,166,233
政府および政府系機関債	6,843,902	4,979,243
銀行および事業会社の負債証券	1,333,421	1,806,848
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	28,999	205,698
証券オプションおよびワラント	122,887	133,793
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,539,093	1,335,354
受益証券等	156,333	223,018
デリバティブ取引	431,660	631,990
為替予約取引	55,310	81,078
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,825	14,261
スワップ取引	231,083	350,850
証券オプション取引以外のオプション取引(買建)	143,442	185,801
プライベート・エクイティ投資	335,830	335,247
トレーディング負債	5,893,002	4,179,129
有価証券等	5,351,742	3,505,842
持分証券および転換社債	486,753	400,202
政府および政府系機関債	4,348,091	2,642,812
銀行および事業会社の負債証券	301,227	198,619
証券オプションおよびワラント	208,017	264,146
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	560	
受益証券等	7,094	63
デリバティブ取引	541,260	673,287
為替予約取引	43,130	49,953
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	13,605	13,513
スワップ取引	350,567	470,911
証券オプション取引以外のオプション取引(売建)	133,958	138,910

トレーディングのリスク管理

当社はトレーディング業務におけるマーケットリスクの測定方法として、バリュアットリスク (VaR) を採用しております。

1) VaRの前提

- ・ 信頼水準：2.33標準偏差 片側99%
- ・ 保有期間：1日
- ・ 商品間の価格変動の相関を考慮

2) VaRの実績

	平成17年9月30日現在 (億円)	平成18年9月30日現在 (億円)
株式関連	39	61
金利関連	31	35
為替関連	10	13
小計	80	109
分散効果	27	36
バリュアットリスク (VaR)	53	73

	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日		
	最大値(億円)	最小値(億円)	平均値(億円)
バリュアットリスク (VaR)	94	58	73

2 【対処すべき課題】

現在の環境認識について

野村グループを取り巻くビジネス環境には、かつてないほど大きな変化が訪れようとしています。わが国の景気が回復軌道に乗り世界経済が拡大を続ける中で、資産運用ニーズの高まりを受けた株式市場への資金流入は今後も続くことが予想されます。また、団塊の世代の大量退職などによる社会構造の変化、法制度の変化、規制緩和の進展など、変化は至るところで見受けられます。それとともに、拡大する個人金融資産、「貯蓄から投資へ」の流れの加速、企業による積極的な財務戦略の展開など、金融業界全体にとってビジネスチャンスは大きく広がっていますが、同時に競争相手もその勢いを増してきており、野村グループにとっては予断を許さない状況にあるといえます。

このような激変の只中であっては、お客様に真正面から向き合うという軸をぶらすことなく、変化に応じて柔軟に対応しながら、顧客基盤という私たちの強みをベースにビジネスを拡大させていくことが最も重要であると考えております。

経営課題とそれに対する取組みについて

野村グループとしての経営課題は、連結ベースで経営目標である10%から15%のROEを持続的に、かつ安定的に達成しうる確信を得ることであり、現状を変えるために新しい発想でチャレンジし、成長の流れを確かなものにするのが求められていると考えております。そのために、野村グループは既存の部門の拡大・成長に留まらず、新規ビジネスの創出、海外ビジネスの再構築に取り組んでまいります。

既存の部門の拡大・成長について

部門の責任と権限を強化することで、各部門のビジネスをより一層推進してまいります。そのための各部門の戦略は以下の通りです。

国内営業部門では、預貯金に傾斜した個人金融資産の証券市場へのシフトを促し、野村グループの顧客基盤を拡大いたします。そのために、お客様のそれぞれが最も重視する価値（コア・バリュー）に焦点を当てた商品・サービスを迅速に提供する「コア・バリュー・フォーメーション」戦略を推進するとともに、証券市場への参加者を広げるための投資教育に引き続き取り組んでまいります。

グローバル・マーケッツ部門では、金利、為替、クレジット、エクイティなどの金融商品および不動産関連商品に対し流動性を提供するとともに、証券化、デリバティブ等の金融技術の活用を通じて、お客様に対し付加価値の高い投資機会や問題解決策を提供することにより収益の拡大に取り組んでまいります。

グローバル・インベストメント・バンキング部門では、お客様ごとの戦略を的確に捉えた付加価値の高い問題解決策を提供することにより、M&Aアドバイザーや資金調達ビジネスの拡大に取り組んでまいります。また、国内外のネットワークを活用し、アジアでの強固なプレゼンスの確立を図るとともに、グローバル・ベースでのビジネスの更なる拡大を目指してまいります。

グローバル・マーチャント・バンキング部門では、野村グループの自己資金を活用して企業に投資を行い、他部

門とも連携して投資先の企業価値の向上に取り組むことにより、投資収益の最大化を図ってまいります。

アセット・マネジメント部門では、運用体制の集約化や調査機能の強化など、中長期的に運用の付加価値を生み出すことができる体制を整備するとともに、提供する商品の多様化および投資信託の販売チャネルの拡大を図り、運用資産の増加と収益基盤の拡大に努めてまいります。また、確定拠出年金ビジネスでは、制度の導入支援から商品供給に至る一貫したサービスを提供することにより、野村グループの顧客基盤の拡大を図ってまいります。

新規ビジネスについて

野村グループが今後も成長し続けるためには、激変するビジネス環境の中で絶えず自己変革していくことができるかどうかにかかっています。そのような環境下で成長の機会を確実に捉えていくためには、既存の部門の拡大・成長とともに、自由な発想でビジネス・ポートフォリオを発展させていくための取組みが重要だと考えております。

これまでにも新会社の設立など新規ビジネスを創出していくための試みは実施してきており、その成果として新たなビジネスの展開をスタートしています。この動きは今後もさらに加速させていきたいと考えております。また、既存のビジネスについても視点を変えることによってビジネス拡大への新たな展開が見えてくることも考えられるため、その取組みについても積極的に実施してまいります。

海外ビジネスについて

海外においては、その地域特性に応じたビジネス戦略を展開することが重要であると考えております。アジアでは急速に拡大するハイネット・ワースのマーケットへの商品提供に注力し、これまで築き上げてきた顧客基盤を拡大してまいります。欧州では高付加価値商品の開発および供給機能の強化を進めてまいります。米州ではビジネスの選択と集中を進め、ビジネスの効率化と収益力のあるローカル・ビジネスの強化を実行してまいります。

以上のような取組みを通じて、国内外におけるグループの総力を結集し、わが国金融・証券市場の拡大・発展に尽力しながら、グループ全体の収益力の強化を通じて経営目標の達成および株主価値の極大化を図ってまいります。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間期において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

<1> 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

<2> 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成18年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年12月12日)	上場証券取引所名 または登録証券業 協会名	内容
普通株式	1,965,919,860	1,965,919,860	東京証券取引所 (注3) 大阪証券取引所 (注3) 名古屋証券取引所 (注3) シンガポール証券 取引所(注4) ニューヨーク証券 取引所(注5)	
計	1,965,919,860	1,965,919,860		

(注) 1 議決権を有しております。

2 提出日(平成18年12月12日)現在の発行数には、平成18年12月1日からこの半期報告書提出日までの間に新株予約権の行使があった場合に発行される株式数は含まれておりません。

3 各市場第一部

4 原株を上場

5 米国預託証券(ADS)を上場

(2) 【新株予約権等の状況】
新株予約権

株主総会の特別決議日（平成14年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	1,550(注1)	1,535(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,550,000	1,535,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,801円	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成21年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1,801円 資本組入額 901円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、監査役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は監査役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 執行役については取締役に基づいて取り扱うことといたします。

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	1,696(注1)	1,675(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,696,000	1,675,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,626円	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1,626円 資本組入額 813円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権者は新株予約権を譲渡する場合、当社取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成15年6月26日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	641(注1)	626(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	641,000	626,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月5日～平成23年6月4日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日現在)
新株予約権の数(個)	1,517(注1)	1,511(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,517,000	1,511,000
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,613円	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,613円 資本組入額 807円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	1,236（注1）	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,236,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年4月26日～平成24年4月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成16年6月25日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	805 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	805,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月4日～平成24年6月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	2,760 (注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	276,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月26日～平成24年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 (平成18年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成18年11月30日現在)
新株予約権の数(個)	17,180 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,718,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり1,413円	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1,413円 資本組入額 707円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役員又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役員 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行なう場合は、払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使による場合ならびに単元未満株式の買増請求による場合を除く。）を行なう時は、次の算式により払込金額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	27,378 (注)	26,809(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,737,800	2,680,900
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年4月25日～平成25年4月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役職員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役職員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役職員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成17年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	10,055(注)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,005,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年6月13日～平成25年6月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 1円 資本組入額 1,053円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、新株予約権の付与時から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役又は従業員（以下、この三者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次に掲げる事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った者は、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役又は執行役 任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の従業員 定年退職、当社又は当社の子会社の社命による転籍、傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注) 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)	18,220 (注1)	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	1,822,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(注2)	1株当たり2,210円	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月7日～平成25年7月6日	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額	発行価格 2,210円 資本組入額 1,348円	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2. 新株予約権者については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は持分の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。ただし、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者について、行使時点で、次に掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3. 新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2.(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

- (注) 1 本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。
- 2 本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式の分割または当社普通株式の株式併合を行なう場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式の分割または株式併合の比率}}$$

また、当社が行使価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使および単元未満株式の買増請求による場合を除く。）または取得請求権付株式であって、その取得と引換えに行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）、または行使価額調整式に使用する時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）は、次の算式（行使価額調整式）により行使価額の調整を行ない、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

株主総会の特別決議日（平成18年6月28日）		
	中間会計期間末現在 （平成18年9月30日）	提出日の前月末現在 （平成18年11月30日現在）
新株予約権の数(個)		236 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)		23,600
新株予約権の行使時の払込金額		1株当たり1円
新株予約権の行使期間		平成20年10月11日～平成25年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格および資 本組入額		発行価格 1円 資本組入額 1,105円
新株予約権の行使の条件		<p>1．1個の新株予約権の一部の行使でないこと。</p> <p>2．新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）については、以下に掲げる条件の全てを満たすこと。</p> <p>(1) 新株予約権者が、本新株予約権の割当日から行使期間の開始時点まで、当社又は当社が発行済株式（議決権のあるものに限る。）又は出資の100分の50を超える数の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分を直接又は間接に保有する会社（以下、「当社の子会社」という。）の取締役、執行役、監査役又は使用人（以下、この四者を併せて「役員・社員」という。）たる地位を有していること。但し、次のアおよびイに掲げる者が当該アおよびイに定める事由により当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を失った場合には、当社又は当社の子会社の役員・社員たる地位を有しているものとみなす。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の取締役、執行役又は監査役任期満了による退任その他これに準ずる事由</p> <p>イ 当社又は当社の子会社の使用人 当社又は当社の子会社の社命による転籍、定年退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、その他これらに準ずる事由</p> <p>(2) 新株予約権者が、行使期間の開始時点で、次のアおよびイに掲げる場合のいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 当社又は当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職又は懲戒解職の決定があった場合</p> <p>イ その他アに準ずる事由のある場合</p> <p>3．新株予約権者の相続人については、相続発生の直前において新株予約権者が2．(1)および(2)の条件の全てを満たしていたこと。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項		

(注) 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式100株であります。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日～ 平成18年9月30日	-	1,965,919,860	-	182,800	-	112,504

(4) 【大株主の状況】

平成18年9月30日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	105,068	5.34
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	82,771	4.21
デポジタリーノミニーズイン コーポレーション (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク パークレーズ通り101 バンク・オブ・ニューヨーク気付 (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	82,674	4.21
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	62,702	3.19
ステートストリートバンクアン ドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	米国マサチューセッツ州、ボストン フランクストリート225 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	50,397	2.56
ザチエスマンハットンバンク エヌエイロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	連合王国ロンドン市ECコールマン通り ウールゲートハウス (東京都中央区日本橋兜町6-7)	40,370	2.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,823	1.36
三菱UFJ信託銀行株式会社(信託 口)	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	21,050	1.07
モルガンスタンレーアンドカン パニーインク(常任代理人 モ ルガン・スタンレー証券株式 会社)	米国ニューヨーク州、ニューヨーク ブロードウェイ1585 (東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	19,955	1.02
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6	19,007	0.97
計		510,817	25.98

(注) 当社は、平成18年9月30日現在、自己株式を58,595千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(5) 【議決権の状況】

<1> 【発行済株式】

平成18年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 58,594,700		株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 3,001,000		同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,901,922,400	19,017,466	同上
単元未満株式	普通株式 2,401,760		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,965,919,860		
総株主の議決権		19,017,466	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が172,800株含まれておりません。また、「単元未満株式」には当社所有の自己株式17株が含まれております。

<2> 【自己株式等】

平成18年9月30日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 野村ホールディングス 株式会社	東京都中央区日本橋 1丁目9-1	58,594,700		58,594,700	2.98
(相互保有株式) 株式会社ジャフコ	東京都千代田区丸の内 1丁目8-2	2,000,000		2,000,000	0.10
株式会社野村総合研究所	東京都千代田区丸の内 1丁目6-5	1,000,000		1,000,000	0.05
株式会社すかいらーく	東京都武蔵野市西久保 1丁目25-8	1,000		1,000	0.00
計		61,595,700		61,595,700	3.13

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が3,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,770	2,680	2,260	2,250	2,305	2,310
最低(円)	2,500	2,175	1,959	1,912	1,984	2,025

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部の市場相場によっております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次の通りです。

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
執行役 (人材開発担当兼グループHR企画室長)	執行役 (人材開発担当)	渡辺章人	平成18年7月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表および中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第87条の規定により、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則に基づき作成されております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、各連結会社がその所在する国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に準拠して作成した個別財務諸表を基礎として、上記(1)の基準に合致するよう必要な修正を加えて作成されております。
- (3) 提出会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に準拠して作成されております。
なお、前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成されております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間期(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)および当中間期(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表ならびに前中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)および当中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

<1> 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間期末 平成17年9月30日現在		当中間期末 平成18年9月30日現在		前事業年度末 平成18年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産)							
現金・預金：							
現金および現金同等物		768,303		330,804		991,961	
定期預金		492,376		587,254		518,111	
取引所預託金および その他の顧客分別金		71,137		55,542		45,564	
計		1,331,816	3.7	973,600	3.0	1,555,636	4.4
貸付金および受取債権：							
貸付金		418,331		1,049,570		682,824	
顧客に対する受取債権		20,252		37,627		26,810	
顧客以外に対する受取債権		1,710,355		1,245,984		656,925	
貸倒引当金		3,022		3,464		2,878	
計		2,145,916	5.9	2,329,717	7.1	1,363,681	3.9
担保付契約：							
売戻条件付買入有価証券		9,177,416		7,885,086		8,278,834	
借入有価証券担保金		7,571,289		7,124,886		8,748,973	
計		16,748,705	46.4	15,009,972	45.9	17,027,807	48.6
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資 (平成17年9月30日現在 6,866,415百万円、 平成18年9月30日現在 5,428,545百万円、 平成18年3月31日現在 5,610,310百万円の 担保差入有価証券を含む)：							
有価証券等	3	12,852,741		11,850,187		12,739,805	
デリバティブ取引	4	431,660		631,990		592,360	
プライベート・エクイティ投資		335,830		335,247		365,276	
計		13,620,231	37.8	12,817,424	39.2	13,697,441	39.1
その他の資産：							
建物、土地、器具備品および設備 (平成17年9月30日現在 202,346百万円、 平成18年9月30日現在 227,886百万円、 平成18年3月31日現在 211,521百万円の 減価償却累計額控除後)		302,399		353,160		330,964	
差入保証金		49,691		44,960		47,582	
トレーディング目的以外の負債証券		262,866		229,379		220,593	
投資持分証券		192,832		207,650		219,486	
関連会社に対する投資および貸付金 (平成18年9月30日現在 7,502百万円の 担保差入有価証券を含む)		231,097		295,955		223,912	
繰延税金資産		109,189		142,178		145,024	
非継続事業資産		915,353					
その他	6	159,870		278,850		193,909	
計		2,223,297	6.2	1,552,132	4.8	1,381,470	4.0
資産合計		36,069,965	100.0	32,682,845	100.0	35,026,035	100.0

区分	注記 番号	前中間期末 平成17年9月30日現在		当中間期末 平成18年9月30日現在		前事業年度末 平成18年3月31日現在	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債および資本)							
短期借入		868,589	2.4	829,315	2.5	691,759	2.0
支払債務および受入預金：							
顧客に対する支払債務		266,486		423,758		247,511	
顧客以外に対する支払債務		440,863		363,132		619,271	
受入預金		303,846		402,526		372,949	
計		1,011,195	2.8	1,189,416	3.6	1,239,731	3.5
担保付調達：							
買戻条件付売却有価証券		13,360,609		11,861,474		10,773,589	
貸付有価証券担保金		5,391,902		6,287,138		6,486,798	
その他の担保付借入		3,213,915		1,283,263		3,002,625	
計		21,966,426	60.9	19,431,875	59.5	20,263,012	57.9
トレーディング負債：							
有価証券等	3	5,351,742		3,505,842		5,880,919	
デリバティブ取引	4	541,260		673,287		646,708	
計		5,893,002	16.3	4,179,129	12.8	6,527,627	18.6
その他の負債：							
未払法人所得税		56,306		32,253		188,770	
未払退職・年金費用		78,291		65,308		65,041	
非継続事業負債		865,290					
その他	6	323,346		396,063		388,169	
計		1,323,233	3.7	493,624	1.5	641,980	1.8
長期借入	7	3,138,372	8.7	4,434,458	13.6	3,598,599	10.3
負債合計		34,200,817	94.8	30,557,817	93.5	32,962,708	94.1
コミットメントおよび偶発事象	14						
資本：	12						
資本金							
額面なし： 授権株式数 - 6,000,000,000株							
発行済株式数 -							
平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在							
および平成18年3月31日現在 1,965,919,860株							
発行済株式数(自己株式控除後) -							
平成17年9月30日現在 1,904,363,154株							
平成18年9月30日現在 1,906,067,957株							
平成18年3月31日現在 1,904,864,196株							
計		182,800	0.5	182,800	0.6	182,800	0.5
資本剰余金		157,602	0.4	162,127	0.5	159,527	0.4
利益剰余金		1,652,486	4.6	1,852,207	5.7	1,819,037	5.2
累積的其他の包括損益：							
最小年金債務調整額		23,571		14,028		14,096	
為替換算調整額		16,619		23,147		1,129	
小計		40,190	0.1	9,119	0.0	15,225	0.0
計		1,952,698	5.4	2,206,253	6.8	2,146,139	6.1
控除 - 自己株式(取得価額)							
自己株式数 -							
平成17年9月30日現在 61,556,706株							
平成18年9月30日現在 59,851,903株							
平成18年3月31日現在 61,055,664株							
計		83,550	0.2	81,225	0.3	82,812	0.2
資本合計		1,869,148	5.2	2,125,028	6.5	2,063,327	5.9
負債および資本合計		36,069,965	100.0	32,682,845	100.0	35,026,035	100.0

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

<2> 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間期		当中間期		前事業年度	
		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	百分比 (%)	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	百分比 (%)	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日	百分比 (%)
収益：							
委託・投信募集手数料		132,650		145,642		356,325	
投資銀行業務手数料		38,787		41,252		108,819	
アセットマネジメント 業務手数料		44,891		65,208		102,667	
トレーディング損益		114,649		103,312		304,223	
プライベート・エクイティ 投資関連損益		243		37,295		12,328	
金融収益		316,248		440,171		693,813	
投資持分証券関連損益		28,374		20,553		67,702	
プライベート・エクイティ 投資先企業売上高		46,480		42,705		88,210	
その他		12,635		15,912		58,753	
収益合計		734,471	100.0	870,944	100.0	1,792,840	100.0
金融費用		274,321	37.3	414,032	47.5	647,190	36.1
収益合計(金融費用控除後)		460,150	62.7	456,912	52.5	1,145,650	63.9
金融費用以外の費用：							
人件費		146,404		161,828		325,431	
支払手数料		14,796		20,590		32,931	
情報・通信関連費用		41,245		50,601		89,600	
不動産関係費		26,489		28,185		55,049	
事業促進費用		14,933		17,658		32,790	
プライベート・エクイティ 投資先企業売上原価		28,008		23,208		48,802	
その他		46,907		48,351		115,447	
金融費用以外の費用計		318,782	43.5	350,421	40.3	700,050	39.0
継続事業からの税引前 中間(当期)純利益		141,368	19.2	106,491	12.2	445,600	24.9
法人所得税等		71,566	9.7	42,826	4.9	188,972	10.6
継続事業からの 中間(当期)純利益		69,802	9.5	63,665	7.3	256,628	14.3
非継続事業							
非継続事業からの税引前 中間(当期)純利益 (平成18年3月期 74,852百万円 の売却益を含む)		6,945	0.9			99,413	5.6
法人所得税等		7,545	1.0			51,713	2.9
非継続事業からの 中間(当期)純利益		600	0.1			47,700	2.7
中間(当期)純利益		69,202	9.4	63,665	7.3	304,328	17.0

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
		金額(円)	金額(円)	金額(円)
普通株式1株当たり：	9			
基本-				
継続事業からの				
中間(当期)純利益		36.32	33.41	134.10
非継続事業からの				
中間(当期)純利益		0.31		24.92
中間(当期)純利益		36.01	33.41	159.02
希薄化後-				
継続事業からの				
中間(当期)純利益		36.26	33.33	133.89
非継続事業からの				
中間(当期)純利益		0.31		24.89
中間(当期)純利益		35.95	33.33	158.78

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

<3> 【中間連結資本勘定変動表】

区分	前中間期	当中間期	前事業年度
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資本金			
期首残高	182,800	182,800	182,800
中間期末(期末)残高	182,800	182,800	182,800
資本剰余金			
期首残高	155,947	159,527	155,947
自己株式売却損益	0	633	192
新株予約権の付与	1,655	3,233	3,388
中間期末(期末)残高	157,602	162,127	159,527
利益剰余金			
期首残高	1,606,136	1,819,037	1,606,136
中間(当期)純利益	69,202	63,665	304,328
現金配当金	22,852	30,495	91,427
中間期末(期末)残高	1,652,486	1,852,207	1,819,037
累積的その他の包括損益			
最小年金債務調整額			
期首残高	24,645	14,096	24,645
中間期(当期)純変動額	1,074	68	10,549
中間期末(期末)残高	23,571	14,028	14,096
為替換算調整額			
期首残高	18,083	1,129	18,083
中間期(当期)純変動額	1,464	24,276	16,954
中間期末(期末)残高	16,619	23,147	1,129
自己株式			
期首残高	33,726	82,812	33,726
取得	49,391	81	49,507
売却	8	23	11
従業員等に対する発行株式		1,677	668
その他の中間期(当期)純変動額	441	32	258
中間期末(期末)残高	83,550	81,225	82,812
資本合計	1,869,148	2,125,028	2,063,327

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

<4> 【中間連結包括利益計算書】

区分	前中間期	当中間期	前事業年度
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
中間(当期)純利益	69,202	63,665	304,328
その他の包括損益：			
為替換算調整額（税引後）	1,464	24,276	16,954
最小年金債務調整額：			
最小年金債務当期変動額	1,842	215	18,412
繰延税額	768	147	7,863
計	1,074	68	10,549
その他の包括損益合計	2,538	24,344	27,503
包括利益	71,740	88,009	331,831

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

<5> 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
継続事業からの営業活動による キャッシュ・フロー：				
継続事業からの中間(当期)純利益		69,802	63,665	256,628
継続事業からの中間(当期)純利益の 営業活動に使用された現金(純額)へ の調整				
減価償却費および償却費		21,191	24,243	42,812
投資持分証券関連損益		28,374	20,553	67,702
繰延税額		4,844	3,094	23,540
営業活動にかかる資産 および負債の増減：				
定期預金		72,293	40,169	81,193
取引所預託金および その他の顧客分別金		26,495	8,613	440
トレーディング資産および プライベート・エクイティ投資		2,120,776	1,165,486	2,302,636
トレーディング負債		539,690	2,485,422	1,084,026
売却条件付買入有価証券および 買戻条件付売却有価証券(純額)		1,330,938	1,439,454	3,107,197
借入有価証券担保金および 貸付有価証券担保金(純額)		638,601	1,408,199	761,584
その他の担保付借入 貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)		205,277	1,719,363	416,566
支払債務および受入預金		918,145	815,525	75,773
未払法人所得税(純額)		44,192	137,295	157,956
その他(純額)		24,621	170,424	171,016
		1,675	163,987	47,406
継続事業からの営業活動 に使用された現金(純額)		396,682	1,422,292	566,327

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
継続事業からの投資活動による キャッシュ・フロー：				
建物、土地、器具備品 および設備の購入		28,056	32,795	83,983
建物、土地、器具備品 および設備の売却		476	142	1,557
投資持分証券の購入		2,095	5,602	2,126
投資持分証券の売却		9,520	8,800	10,523
トレーディング目的以外の 負債証券の増加（減少）(純額)		14,136	13,291	56,824
事業の取得および売却に伴う 現金収支(純額)			16,312	4,663
関連会社に対する投資の増加 (減少)(純額)			64,679	49,268
その他投資およびその他資産の 増加（減少）(純額)		285	380	39
継続事業からの投資活動に使用 された（から得た）現金(純額)		6,304	91,493	27,439
継続事業からの財務活動による キャッシュ・フロー：				
長期借入の増加		643,535	1,187,261	1,656,317
長期借入の減少		341,442	389,097	943,086
短期借入の増加(純額)		349,217	132,605	175,910
自己株式の売却に伴う収入		8	1,067	871
自己株式の取得に伴う支払		49,391	81	49,507
配当金の支払		19,422	83,876	42,290
継続事業からの財務活動から 得た現金(純額)		582,505	847,879	798,215
現金および現金同等物に対する 為替相場変動の影響額		3,669	4,749	16,419
非継続事業：				
非継続事業に使用された（から 得た）現金(純額)				
営業活動にかかるもの		25,927		28,856
投資活動にかかるもの		10,881		19,178
財務活動にかかるもの		19,302		12,067
		4,256		2,389
非継続事業に分類される現金 および現金同等物		4,256		2,389
非継続事業の売却に伴う収入				131,100
				131,100
現金および現金同等物の減少 (増加)額		183,188	661,157	406,846
現金および現金同等物の期首残高		585,115	991,961	585,115
現金および現金同等物の中間期末 (期末)残高		768,303	330,804	991,961

区分	注記 番号	前中間期	当中間期	前事業年度
		自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
補足開示：				
期中の現金支出額 -				
利息の支払額		274,347	467,659	708,107
法人所得税等支払額(純額)		42,101	216,343	41,496
現金支出を伴わない投資活動 -				
・ 事業の取得				
前中間期、該当はありません。				
当中間期、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き14,821百万円、増加した負債の合計金額は17,360百万円です。				
前事業年度、増加した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き1,836百万円、増加した負債の合計金額は1,576百万円です。				
・ 事業の売却				
前中間期および前事業年度、該当はありません。				
当中間期、減少した資産の合計金額は現金および現金同等物を除き5,616百万円、減少した負債の合計金額は6,983百万円です。				

関連する中間連結財務諸表注記をご参照ください。

〔中間連結財務諸表注記〕

1 会計処理の原則：

平成13年12月、野村ホールディングス株式会社(以下「提出会社」)はニューヨーク証券取引所に米国預託証券を上場するため、1934年証券取引所法に基づき登録届出書を米国証券取引委員会(以下「米国SEC」)に提出しました。以後提出会社は、年次報告書である「様式20 - F」を1934年証券取引所法に基づき米国SECに年一回提出することを義務付けられております。

上記の理由により、当社(以下、提出会社および財務上の支配を保持する事業体を合わせて「当社」)の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)第87条の規定に従い、米国預託証券の発行に関して要請されている会計処理の原則および手続ならびに表示方法、すなわち、米国において一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「米国会計原則」)に基づき作成されております。なお、当中間期(平成18年4月1日～平成18年9月30日)において当社が採用しております米国会計原則とわが国における会計処理の原則および手続ならびに連結財務諸表の表示方法(以下「日本会計原則」)との主要な相違点は次のとおりであります。金額的に重要性のある項目については日本会計原則に基づいた場合の連結税引前中間(当期)純利益と比較した影響額をあわせて開示しております。

・連結の範囲

米国会計原則では、主に議決権所有割合および財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」(平成15年12月改訂)に従い連結の範囲が決定されます。日本会計原則では、議決権所有割合以外の要素を加味した「支配力基準」により連結の範囲が決定されます。

・投資持分証券の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、投資持分証券は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。営業目的で取得された投資持分証券の前中間期、当中間期および前事業年度の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前中間(当期)純利益と比較した影響額は、それぞれ20,273百万円(利益)、25,451百万円(損失)および59,320百万円(利益)であります。

・トレーディング目的以外の負債証券への投資の評価差額

証券会社に適用される米国会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は損益計算書に計上されます。日本会計原則では、トレーディング目的以外の負債証券への投資は公正価値で評価され、評価差額は適用される法人税等を控除し純資産の部に独立項目として計上されます。

・退職金および年金給付

米国会計原則では、累積給付債務が年金資産の公正価値を上回った場合に追加最小年金負債の計上を行っております。また、仮定と異なる実績から生じた損益または年金数理上の仮定の変更から生じた損益は、当該損益の期首時点の残高が予測給付債務と年金資産の公正価値のうち大きい額の10%と定義される回廊額を超過している場合に、従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。日本会計原則では、追加最小年金負債の計上は

行なわれず、また年金数理差異等は回廊額とは無関係に一定期間にわたり償却されます。

・のれんの償却

米国会計原則では、のれんに対しては、償却は行なわれず、定期的に減損判定を実施することが規定されております。日本会計原則では、のれんは20年以内の一定期間において均等償却されます。また、米国会計原則では、貸方のれんは、発生した期に一括償却することが規定されておりますが、日本会計原則では、貸方のれんについても、20年以内の一定期間において均等償却されます。前事業年度の日本会計原則に基づいた場合の連結税引前当期純利益と比較した影響額は4,199百万円（利益）であります。

・デリバティブ金融商品の評価差額

米国会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品を含めすべてのデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は損益または、その他の包括損益に計上されます。日本会計原則では、ヘッジ手段として保有するデリバティブ金融商品は公正価値で評価され、評価差額は純資産の部に計上されます。

・少数株主持分

日本会計原則では少数株主持分は純資産の部の中に含まれます。一方、米国会計原則では資本の部に計上することは認められておらず、当社は負債に区分し、当該金額を注記で開示しております。

2 会計方針の要旨：

事業の概況

提出会社および証券業務、銀行業務、その他の金融サービス業を行なう子会社は、個人や法人、政府等の顧客向けに世界の主要な金融市場において、投資、金融およびそれらに関連するサービスを提供しております。

当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行なわれております。

国内営業部門は、主に日本国内の個人投資家等に対し資産管理型営業によりサービスを提供しております。グローバル・マーケット部門は、グローバル・フィクスト・インカム、グローバル・エクイティ、アセット・ファイナンスの三つのビジネス・ラインで構成されており、主に国内外の機関投資家を対象として株式や債券、為替のセールスおよびトレーディングをグローバルに展開しております。グローバル・インベストメント・バンキング部門は、世界の主要な金融市場において、債券、株式、その他の引受業務、M&Aの仲介や財務アドバイザー業務など、多様な投資銀行サービスを提供しております。グローバル・マーチャント・バンキング部門は、投資先企業の価値向上を目指しプライベート・エクイティ事業における投資を行なっております。アセット・マネジメント部門は、主に投資信託の開発および運用管理ならびに投資顧問サービスを提供しております。

連結財務諸表作成上の基礎

連結財務諸表作成にあたっては、提出会社および提出会社が財務上の支配を保持している事業体を連結の範囲に含めております。通常、議決権の過半を保有することが財務上の支配を保持している条件となりますので、提出会社はその100%子会社および議決権の過半を保有している事業体を連結しております。また修正後の財務会計基準審議会注釈書第46号「変動持分事業体の連結」（以下「注釈書第46号」）の規定に従い、提出会社は当社が第一受益者に該当する変動持分事業体を連結しております。当社が営業上および財務上の意思決定に対し重要な影響力を保持している（通常は議決権の20%から50%を保有する場合）事業体への投資については、持分法により処理され、関連会社に対する投資および貸付金の勘定に計上しております。財務上の支配も重要な影響力も保持していない事業体への投資は公正価値に基づき計上されております。

提出会社の会計処理および財務報告の方針は、米国の証券会社に一般的に公正妥当と認められた会計原則（以下「米国会計原則」）に従っております。

提出会社の主要な子会社には野村證券株式会社、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル Inc. およびノムラ・インターナショナル plc があります。

重要な連結会社間取引および残高は、連結の過程ですべて相殺消去しております。

当中間期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替えを行なっております。

会計処理の変更

一定の複合金融商品の会計処理

平成18年4月1日、当社は基本的に当該日以降の取引について、財務会計基準書第155号「一定の複合金融商品に関する会計処理」（以下「基準書第155号」）を早期適用しております。当該基準書に従って、組込デリバティブを含む一定の複合金融商品は公正価値で評価され、その変動は期間損益に反映されております。

なお、基準書第155号に基づき公正価値評価を行なっている複合金融商品は、平成18年9月30日現在、短期借入に1,203百万円、長期借入に26,996百万円含まれております。

非継続事業

当社は、平成18年1月31日付で株式会社ミレニアムリテイリング（以下「MR」）株式を売却いたしました。MRは当社のプライベート・エクイティ事業における投資先企業であり連結子会社として処理されておりました。平成18年3月期において、財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分に関する会計処理」に従い、MRにかかる損益およびキャッシュ・フローは非継続事業として扱われ、連結損益計算書および連結キャッシュ・フロー計算書上で区分表示されております。また、連結財務諸表注記では非継続事業にかかる過年度の金額を全て除いております。

連結財務諸表作成上の見積り

連結財務諸表の作成に際し、経営者は、特定の金融商品と投資の評価、訴訟の結果、営業権の帳簿価額の回収可能性、貸付金に対する貸倒引当金、繰延税金資産の回収可能性および資産負債の報告数値ならびに財務諸表の開示内容に影響を与えるその他の事項について見積りを行っております。これらの見積りは、その性質上、判断および入手し得る情報に基づいて行なわれることとなります。したがって、実際の結果がこれらの見積額と異なることがあり、結果として連結財務諸表に重要な影響を与える場合や、近い将来調整が生じる可能性があります。

金融商品の公正価値

金融商品の公正価値は、市場取引価格、業者間取引価格ないしその時点における市場において取引を決済した場合の見積価格に基づいております。市場取引されている有価証券および市場取引されている特定のデリバティブ取引は通常、市場取引価格ないし業者間取引価格に基づいております。市場取引価格および業者間取引価格が存在しない場合、公正価値の算定は、類似商品の価格や時価評価モデルに基づいて行なわれます。時価評価モデルは、時間的価値、ボラティリティおよび関連商品や類似商品についての統計的な計測数値などが考慮されており、商品の残存期間中の管理費用および市場流動性などの調整も考慮されております。これらの調整は、公正価値算定上の基本的な構成要素です。

デリバティブ取引を含むトレーディング資産およびトレーディング負債は公正価値により評価され、評価損益はトレーディング損益として反映されております。公正価値は利用可能な場合には、市場取引価格または業者間取引価格に基づいております。市場取引価格または業者間取引価格が存在しないか、もしくは当社の保有ポジションの売却が市場取引価格に影響を及ぼすと合理的に予想される場合においては、公正価値は、原資産価格、金利、配当率やボラティリティ等の要素を契約内容に応じて考慮した時価評価モデルによって算出されます。

時価評価モデルおよび当該モデルの基礎となる仮定は、評価損益の金額および計上時期に影響を与えます。したがって、異なる時価評価モデルもしくは基礎となる仮定を使用することにより、異なった財務数値が計上される可能性があります。債券、株式、為替、コモディティ市場において変化があれば、当社の将来の公正価値の見積りに影響を与え、トレーディング損益に影響を与える可能性があります。また、金融商品の満期日までの期間が長ければ長いほど、当該モデルの基礎となる客観的な市場データが得にくくなることから、当社の公正価値の見積りはより主観的になる可能性があります。

プライベート・エクイティ事業

プライベート・エクイティ事業における投資は、それぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。プライベート・エクイティ事業における連結子会社は、「プライベート・エクイティ投資先企業」と称しています。

公正価値評価されているプライベート・エクイティ投資は、投資先企業ごとの当社の評価に基づいて計上されています。こうした投資先企業については元来透明性のある価格があるわけではありません。投資当初は公正価値であると見積もられた取得価格で計上されます。第三者取引事例などで価格の変動が明らかな場合には、帳簿価格は調整されます。第三者取引が存在しない場合でも、予想される実現価値が帳簿価格を下回ると判断された場合は、帳簿価格を引き下げることがあります。こうした決定に際しては、投資先企業から生じる予測将来キャッシュ・フローを加重平均資本コストにより割り引いた値に基づく内部評価モデル、または比較可能な市場のさまざまな評価を使用します。可能な場合にはこれらの評価は、営業キャッシュ・フロー、予算または見積もりに対比した会社や資産からの財務実績、類似の公開企業の価格や利益数値、業種または地域内の傾向、およびその投資に関連する特定の権利または条件（例えば転換条項や残余財産分配優先権）と比較されます。

最終的な見積もり評価を確定させるため、これらの評価に対する変動に対して、特有のリスク要因の影響についてストレス・テストが行なわれております。

金融資産の譲渡

当社は金融資産の譲渡について、財務会計基準書第140号（以下「基準書第140号」）の規定、すなわち「金融資産の譲渡およびサービス業務ならびに負債の消滅に関する会計処理」に基づき処理しております。基準書第140号は、当社の金融資産の譲渡について、当社がその資産に対する支配を喪失する場合には、売却取引として会計処理することを義務付けております。基準書第140号は、(a)譲渡資産が譲渡人から隔離されていること（譲渡人が倒産した場合もしくは財産管理下に置かれた場合においても）、(b)譲受人が譲り受けた資産を担保として差し入れる、または譲渡する権利を有していること、(c)譲渡人が譲渡資産に対する実質的な支配を維持していないこと、という条件を満たす場合に支配を喪失すると規定しております。

証券化活動に関連して、当社は、商業用および居住用モーゲージ、政府発行債および社債、ならびにその他の形態の金融商品を証券化するために特別目的事業体を利用しております。当社の特別目的事業体への関与としましては、特別目的事業体を組成すること、特別目的事業体の管理者としての役割を果たすこと、特別目的事業体が発行

する負債証券および受益権を投資家のために引受、売出、販売することが含まれております。当社は、証券化により譲渡した金融資産を、これらの資産に対する支配を喪失した場合にオフ・バランス処理しております。当社が金融資産に対する持分を保有することもあり、証券化を実施するために設立された特別目的事業体の残存持分を一般的な市場条件により保有することもあります。当社の連結貸借対照表では、当該持分は、公正価値により評価し、トレーディング資産の有価証券等として計上され、公正価値の変動はすべて収益として認識しております。

外貨換算

提出会社の海外子会社は、それぞれの機能通貨により財務諸表を作成しております。連結財務諸表の作成に際し、海外子会社の資産および負債は各期末日における為替相場により円貨換算し、収益および費用は期中平均為替相場により円貨換算しております。この結果生じた換算差額は、資本の部に為替換算調整額として表示しております。

外貨建金銭債権債務は、期末日における為替相場により換算しており、その結果生じた為替差損益は、各期の損益に計上しております。

手数料収入

委託手数料収入は約定日に認識し、当期の損益に計上しております。投資銀行業務手数料は、引受手数料ならびにその他のコーポレート・ファイナンス手数料を含んでおります。引受手数料は引受けに関するサービスの完了時に認識され、その他の手数料は該当する役務が履行された時に認識されます。アセットマネジメント業務手数料の認識は、発生主義によっております。

トレーディング資産・負債

デリバティブ取引から生じる契約上の債権債務を含むトレーディング資産ならびにトレーディング負債は、連結貸借対照表上約定日基準で認識され、公正価値で評価されております。関連する損益は、連結損益計算書上、トレーディング損益に計上されております。

担保付契約および担保付調達

レポ取引は、主に国債あるいは政府機関債を顧客との間において売戻し条件付で購入したり、買戻し条件付で売却したりする取引であります。当社は売戻し条件付で有価証券を購入する一方、買戻し条件付で取引相手に担保として有価証券を売却します。当社は、取引の元となっている有価証券の価値を関連する受取債権（未収利息を含む）および支払債務とともに日々監視し、適正と思われる水準に追加担保を徴求したりあるいは返還を行ったりします。レポ取引は概ね担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

レポ取引は、財務会計基準書注釈書第41号「買戻しおよび売戻し契約の残高相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

現金担保付証券貸借取引は、金融取引として会計処理されております。差入担保または受入担保の金額は、連結貸借対照表上、借入有価証券担保金または貸付有価証券担保金として計上しております。当該取引において、当社

が証券を借り入れる場合、通常担保金もしくは代用有価証券を差し入れる必要があります。また逆に当社が証券を貸し付ける場合、通常当社は担保金もしくは代用有価証券の差入れを受けます。当社は日々市場価額を把握し、必要な場合には取引が適切に担保されるよう追加の担保を徴求しております。

当社は、日本の金融市場で始まった取引である現先取引を行なっております。現先取引は、コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金、日本国債、その他さまざまな債券を、短期の資金運用を行なおうとする法人などに一旦売却するとともに、特定の日に特定の価格で買戻すことを約定するものであります。当該買戻し価格は、金融市場の金利水準および対象有価証券の利子などを考慮して決められます。現先取引では値洗いの必要はなく、また有価証券差換えの権利もありません。よって、現先取引は連結財務諸表上売買取引として処理されております。したがって、現先取引の対象となる有価証券および有価証券の買戻し債務は、連結貸借対照表に計上されておられません。

平成13年より、日本の金融市場において新現先取引（以下「現先レポ取引」）が開始されました。現先レポ取引は、値洗いが要求され、有価証券の差換え権を有しあるいは顧客が譲り受けた有価証券を売却または再担保に提供する権利を制限しております。したがって、現先レポ取引は担保付契約あるいは担保付調達取引として会計処理されており、買戻し金額もしくは売戻し金額を連結貸借対照表に計上しております。

主にインターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付借入からなるその他の担保付借入は、契約金額で計上されております。

なお、インターバンク短期金融市場における金融機関に対する担保付貸付金は、連結貸借対照表上貸付金に含まれております。

当社が自己保有の有価証券を取引相手に担保として差し入れ、かつ取引相手が当該有価証券に対し売却や再担保差入れの権利を有する場合（現先レポ取引分を含む）、基準書第140号に従い、当社は当該有価証券を担保差入有価証券として連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資ならびに関連会社に対する投資および貸付金に括弧書きで記載しております。

デリバティブ取引

トレーディング目的

当社はトレーディング取引として、また金利、市場価格、為替等の変動リスクを管理するため、先物取引、先渡契約、スワップ、オプション等のデリバティブ取引を行なっております。

トレーディング目的のデリバティブ取引は、市場価格ないし見積公正価値による評価額を連結貸借対照表価額とし、評価損益は連結損益計算書上、トレーディング損益に計上しております。当社の行なう店頭デリバティブ取引の評価額は、財務会計基準書注釈書第39号「特定の契約に基づく債権債務の相殺」に適合する場合に、取引相手毎に相殺した金額で連結貸借対照表に表示しております。

トレーディング目的以外

当社は、トレーディング取引のほかに、トレーディング取引以外の取引にかかる資産および負債の金利変動リスクや為替変動リスクを管理し金利特性を調整するために、デリバティブ取引を利用しております。

これらのデリバティブ取引は、特定の資産あるいは負債と関連付けられており、当該ヘッジ対象のリスクを減少させる面で有効であるようヘッジ指定されており、ヘッジ契約の開始時から終了時までを通じてヘッジ対象資産負債の市場価格および公正価値の変化と高い相関性を有しております。当社は公正価値ヘッジ会計をこれらのヘッジ取引に適用しており、関連する評価損益はヘッジ対象資産負債にかかる損益とともに金融収益または金融費用として認識しております。

負債に組み込まれたデリバティブは、社債や預金といった本契約から区分して時価評価されております。これらのデリバティブにおける評価損益はトレーディング損益に計上されております。当該取引を経済的にヘッジするデリバティブについても時価評価され、その評価損益はトレーディング損益に計上されております。

このヘッジ取引の基準に適合しないデリバティブ取引は、その時点で時価評価し、価格の変動は期間損益として認識しております。

貸倒引当金

貸付金は、主に証券業務に関連する信用取引貸付金（以下「信用取引貸付金」）、銀行もしくは金融業務に関連する貸付金（以下「銀行・金融業務貸付金」）、および短期の資金繰りを行なうインターバンク短期金融市場における対金融機関貸付金（以下「インターバンク短期金融市場貸付金」）であります。

信用取引貸付金およびインターバンク短期金融市場貸付金にかかる貸倒引当金は、主に過去の貸倒実績率に基づいて計上しております。

銀行・金融業務貸付金にかかる貸倒引当金については、経営者による最善の見積額を反映させております。見積り際には、貸付金の性格、貸付金の残高、担保の劣化度合、債務者の延滞状況および現在の財政状態の変化などさまざまな要因を考慮し、債務者の返済能力を判断しております。

建物、土地、器具備品および設備

主に建物、土地およびソフトウェアからなる、建物、土地、器具備品および設備（プライベート・エクイティ投資先企業により保有される残高を含む。）は、減価償却累計額控除後の取得価額で計上しております。ただし、土地は取得価額で計上しております。多額の改良および追加投資は、資産計上しております。維持、修繕および少額の改良については、当期の費用として処理しております。

有形資産の減価償却は資産の区分、構造および用途に従って個々の資産ごとに見積った耐用年数に基づき、原則として定額法により計算しております。ソフトウェアの償却は見積耐用年数に基づき原則として定額法により計算しております。見積耐用年数は以下のとおりです。

建物	15年から50年
器具備品および装置	2年から8年
ソフトウェア	5年

減価償却費および償却費は、情報・通信関連費用に前中間期は15,663百万円、当中間期は19,061百万円、前事業年度は30,817百万円がそれぞれ含まれており、また、不動産関係費に前中間期は5,527百万円、当中間期は5,183百万円、前事業年度は11,995百万円がそれぞれ含まれております。

長期性資産

財務会計基準書第144号「長期性資産の減損および処分の会計処理」（以下「基準書第144号」）は長期性資産の減損および処分にかかる財務会計および報告の指針を規定しております。

基準書第144号に従い、長期性資産について帳簿価額が回収可能でない兆候を示す事象や環境変化が生じた場合には必ず、減損テストを実施しております。将来の割引前の期待キャッシュ・フローの合計が帳簿価額を下回る場合には、公正価値に基づき損失を認識しております。

建物、土地、器具備品および設備の評価減による非資金性の減損費用は、金融費用以外の費用のその他に前中間期は29百万円、当中間期は59百万円、前事業年度は250百万円がそれぞれ含まれております。

評価減後の帳簿価額は市場価額または公正価値によっております。

投資持分証券およびトレーディング目的以外の負債証券

投資持分証券には、営業目的およびそれ以外の目的で取得された市場性のある株式ならびに市場性のない株式が含まれております。営業目的で取得されたものは、既存の取引関係ならびに潜在的な取引関係をより強化するために長期間保有されております。この保有取引は株式の持合により株主関係を保つ日本の商慣行に基づいており、主として日本の市中銀行、地方銀行および保険会社のようなさまざまな金融機関の株式からなっております。また営業目的以外の目的で、取引所の会員権などを保有しております。

営業目的で取得された投資持分証券は、連結貸借対照表において投資持分証券として表示されております。投資持分証券には、前中間期において上場株式165,206百万円と非上場株式27,626百万円が、当中間期において上場株式176,747百万円と非上場株式30,903百万円が、また前事業年度においては上場株式205,214百万円と非上場株式14,272百万円がそれぞれ含まれております。

営業目的以外の目的で取得された投資持分証券（プライベート・エクイティ投資先が保有する投資持分証券を含む）は、連結貸借対照表においてその他の資産のその他に含まれております。当該投資持分証券は前中間期において上場株式5,229百万円と非上場株式6,437百万円が、当中間期においては上場株式13,279百万円と非上場株式10,060百万円が、また前事業年度においては上場株式15,976百万円と非上場株式10,799百万円がそれぞれ含まれて

おります。

米国の証券会社に一般的に公正妥当として適用される会計原則に従い、投資持分証券は公正価値により評価し、評価損益は当期の損益として認識しております。

トレーディング目的以外の負債証券は、ヘッジ関係にあるヘッジ手段とともに市場価値ないし公正価値をもって連結貸借対照表価額としております。また、これに伴う評価損益は、連結損益計算書上、収益のその他に計上されております。

法人所得税等

財務会計基準書第109号「法人所得税の会計処理」に従い、資産および負債について会計上と税務上の帳簿価額の差額から生じる一時差異および繰越欠損金の将来における影響額は、各期に適用される税法と税率に基づき繰延税金資産または負債として計上されております。繰延税金資産は、将来において実現しないと予想されるよりも実現すると予測される確率が高い範囲内で認識されております。なお、将来において実現が見込まれない場合には、評価性引当金を設定しております。

株式報酬制度

すべての株式報酬制度にかかる報酬費用は、財務会計基準書第123号(平成16年修正)「株式報酬 - 財務会計基準書第123号「株式に基づく報酬の会計処理」の修正」に従い処理しております。報酬費用の測定は、付与日における公正価値を見積もるため、オプション価格決定モデルが用いられ、報酬費用はサービス期間にわたって認識しております。通常、サービス期間は、権利行使確定までの期間と一致します。

1株当たり中間(当期)純利益

1株当たり中間(当期)純利益は、財務会計基準書第128号「1株当たり利益」の規定による期中加重平均株式数に基づいて計算しております。希薄化後1株当たり中間(当期)純利益は、希薄化効果のあるすべての有価証券等の影響が生じたと仮定した場合の結果を反映したものであります。

現金および現金同等物

現金および現金同等物には手許現金と要求払銀行預金が含まれております。

営業権および無形資産

財務会計基準書第142号「営業権およびその他の無形資産」に従い、営業権および耐用年数が限定的でない無形資産は年一回(特定の状況がある場合にはより高い頻度で)減損の検討が行なわれております。営業権とは、被取得会社の買収価額が、買収時の被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を超過する金額です。当社は、定期的に営業権を計上する元となった事業の公正価値と事業体の直近の営業権を含んだ純資産帳簿価額とを比較することによって、営業権の回収可能性を判定しております。もしその判定の結果、公正価値が帳簿価額に満たない場合には、営業権にかかる減損の算定が行なわれます。

新しい会計基準の公表

平成18年6月、米国財務会計基準審議会は、注釈書第48号「法人所得税の不確実性に関する会計 - 基準書109号の注釈」(以下「注釈書第48号」)を公表しました。注釈書第48号は、企業の財務諸表において認識される法人所得税の不確実性の会計処理について明らかにし、財務諸表で認識および測定される税務申告において採ったまたは採る予定の税務上の見解の当初認識と測定について規定しております。さらに、注釈書第48号は経営者に対し、税務上の見解が税務調査において支持される可能性を考慮することも要求しております。この際には、他の類似した事象・法的経過等も考慮されることとなります。当社は、注釈書第48号を平成20年3月期より適用する予定です。現在、当社は、注釈書第48号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行なっております。

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第157号「公正価値測定」(以下「基準書第157号」)を公表しました。基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値測定のフレームワークを確立し、公正価値測定による開示範囲の拡張に対応した基準であります。基準書第157号は、公正価値を市場参加者間の通常の取引において資産が売却され負債が移転される価格と明記しております。また、基準書第157号は、公正価値測定の手法には(価格モデルの様な)リスクを加味した特定の評価技法も含まれる旨を示しております。基準書第157号は、平成19年11月16日以降に開始する事業年度から発効する予定です。現在、当社は、基準書第157号が当社の連結財務諸表に与える影響の評価を行なっております。

平成18年9月、米国財務会計基準審議会は、基準書第158号「従業員の確定給付型年金とその他の退職給付制度に関する会計 - 基準書第87号、88号、106号、132号の改訂」(以下「基準書第158号」)を公表しました。基準書第158号は、原則として、確定給付年金における年金資産と年金負債の公正価値の差額として測定した基金の財政状態を財務諸表において認識することを要求しております。また、基準書第158号は、原則として、年金資産および年金負債の測定を企業の期末日において行なうことを要求しております。基準書第158号は、認識については平成18年12月16日以降に終了する事業年度、測定日については平成20年12月16日以降に終了する事業年度より発効する予定です。当社は、基準書第158号の適用が当社の連結財務諸表に重大な影響を及ぼすことはない予測しております。

3 トレーディング資産の有価証券等およびトレーディング負債の有価証券等：

連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資の有価証券等（担保差入有価証券として括弧書きで記載された残高を含む）およびトレーディング負債の有価証券等の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
トレーディング資産の有価証券等：			
持分証券および転換社債	2,828,106	3,166,233	3,460,712
政府および政府系機関債	6,843,902	4,979,243	5,963,420
銀行および事業会社の負債証券	1,333,421	1,806,848	1,677,309
コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金	28,999	205,698	30,995
証券オプションおよびワラント	122,887	133,793	139,437
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,539,093	1,335,354	1,264,993
受益証券等	156,333	223,018	202,939
合計	12,852,741	11,850,187	12,739,805
トレーディング負債の有価証券等：			
持分証券および転換社債	486,753	400,202	603,743
政府および政府系機関債	4,348,091	2,642,812	4,751,230
銀行および事業会社の負債証券	301,227	198,619	228,121
証券オプションおよびワラント	208,017	264,146	297,758
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	560		67
受益証券等	7,094	63	
合計	5,351,742	3,505,842	5,880,919

4 トレーディング資産のデリバティブ金融商品およびトレーディング負債のデリバティブ金融商品：

当社がトレーディング目的で保有または提供しているデリバティブ金融商品の公正価値に基づく内訳は、以下のとおりであります。これらの金額は、当社が信用リスク供与枠を減少させるために受け入れている担保の額を控除しておりません。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
トレーディング資産のデリバティブ金融商品：			
為替予約取引	55,310	81,078	58,417
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	1,825	14,261	1,570
スワップ取引	231,083	350,850	352,652
証券オプション以外のオプション取引(買建)	143,442	185,801	179,721
小計	431,660	631,990	592,360
証券オプション取引(買建) ⁽¹⁾	121,652	129,029	137,246
合計	553,312	761,019	729,606
トレーディング負債のデリバティブ金融商品：			
為替予約取引	43,130	49,953	39,311
金利先渡契約およびその他の店頭先渡取引	13,605	13,513	21,072
スワップ取引	350,567	470,911	446,061
証券オプション以外のオプション取引(売建)	133,958	138,910	140,264
小計	541,260	673,287	646,708
証券オプション取引(売建) ⁽¹⁾	194,009	232,671	266,485
合計	735,269	905,958	913,193

(1) トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資またはトレーディング負債の有価証券等に含まれております。

5 変動持分事業体：

当社は通常業務の中で、様々な金融資産の証券化を行なっております。それらの証券化取引の実行および促進のため、多くの場合変動持分事業体が活用されております。当社は、変動持分事業体の組成・設立、金融資産の譲渡、変動持分事業体の発行する債券、受益証券等の引受・販売、変動持分事業体とのデリバティブ取引、変動持分事業体の発行する証券のマーケット・メイク業務、変動持分事業体の発行する有価証券の保有等を通じて変動持分事業体に関与することがあります。当社はまた、アセットファイナンスビジネスの促進のためにも、変動持分事業体を活用することがあります。当社は、当社が第一受益者となる変動持分事業体を連結しております。

下記の表は、変動持分事業体の債務の担保となっている連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産にかかる区分を表しております。なお、変動持分事業体に対する債権者は、当社に対して変動持分事業体の所有する資産を超過する遡求権を、一切有しておりません。

	(単位：十億円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
変動持分事業体の債務の担保となっている 連結貸借対照表上の変動持分事業体の資産			
トレーディング資産 - 有価証券等	114	243	114
その他	3	3	2
合計	117	246	116

当社が第一受益者ではない場合でも、変動持分事業体に対し、貸付や資本または負債に対する投資活動を通じ、重要な変動持分を保持することがあります。そのような事業体に対し、当社が保有する変動持分には、商業用および居住用不動産を担保とした証券化やストラクチャード・ファイナンスに関連した優先債、劣後債、残余持分、資本が含まれます。当社はまた主に高利回りのレバレッジド・ローンや格付けの低いローン等を購入するために設立された変動持分事業体に対しエクイティ持分を取得することがあります。当社はまた、変動持分事業体を利用した航空機のレバレッジド・リースまたはオペレーティング・リースの取引に関して保証の提供および投資家への受益権販売を行なっております。さらに、当社は事業会社への投資に関わる変動持分事業体へ貸付やエクイティ持分を取得しています。

下記の表は、当社が重要な変動持分を有している変動持分事業体の総資産および当該変動持分に関連する最大損失額を表しております。なお、最大損失額は不利な環境変化によって生じる実際発生すると見積もられる損失額を表したもので、その損失額を減少させる効果のある経済的ヘッジ取引を反映したものではありません。

	(単位：十億円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
変動持分事業体の総資産	345	1,469	546
最大損失額	49	346	119

現在当社は、米国公認会計士協会の監査指針（米国公認会計士協会監査・会計指針 - 投資会社の監査）に基づき

会計処理を行なっている非登録投資会社については、修正後の注釈書第46号を適用しておりません。財務会計基準審議会は投資会社の会計に関する参考意見書が最終決定されるまでの間、非登録投資会社に対する修正後の注釈書第46号の適用を延期しています。これらの非登録会社のうちもっとも重要なものに、プライベート・エクイティ事業を行なう有限投資事業組合であるテラ・ファーマ・キャピタル・パートナーズ I（以下「TFCP I」）の無限責任組合員であり、当社から独立しておりますテラ・ファーマ・インベストメンツ（GP）リミテッドによって管理されている投資（以下「テラ・ファーマ投資」）があります。当社はプリンシパル・ファイナンス・グループ（以下「PFG」）を再編成した結果、平成14年3月27日に、特定のPFG投資先企業に対する投資を、TFCP Iに有限投資事業組合持分と引換えに拠出いたしました。平成18年9月30日現在、このテラ・ファーマ投資への変動持分の合計288十億円は、既に同日付連結貸借対照表に反映されておりますが、この金額は、当社の変動持分事業体への関与による最大損失額を表しております。当社は参考意見書が公表された時点で、テラ・ファーマ投資についても公正価値による評価を続けることが適切かどうかを判断することになります。最終の参考意見書の発行および当社の再検討の結果、テラ・ファーマ投資のすべてもしくは一部の事業体について再度連結処理が必要となった場合、修正後の注釈書第46号が将来当社の連結財務諸表に重要な影響を与えることも考えられますが、これらの適用によってテラ・ファーマ投資に対する当社の経済的実態が大きく変動することはありません。

6 その他の資産-その他およびその他の負債-その他：

連結貸借対照表上のその他の資産 - その他には、営業権およびその他の無形資産が平成17年9月30日現在10,088百万円、平成18年9月30日現在13,575百万円、平成18年3月31日現在13,586百万円、プライベート・エクイティ投資先企業が保有する営業目的以外の目的で取得された投資持分証券が平成17年9月30日現在4,918百万円、平成18年9月30日現在5,871百万円、平成18年3月31日現在6,811百万円それぞれ含まれております。

連結貸借対照表上のその他の負債 - その他は、未払費用が平成17年9月30日現在140,969百万円、平成18年9月30日現在134,683百万円、平成18年3月31日現在137,013百万円、少数株主持分が平成17年9月30日現在14,255百万円、平成18年9月30日現在27,475百万円、平成18年3月31日現在20,302百万円それぞれ含まれております。

決算日後に生じた事項

当社は、平成18年11月に、機関投資家向けの委託電子取引をグローバルで取り扱う、エージェンシーブローカー大手のインスティネット社（米国、Instinet Incorporated）を買収する契約に調印しました。インスティネット社の大株主のSilver Lake Partnersと現インスティネット社経営陣の全保有株式を現金にて買い取り、財務会計基準書第141号「企業結合」に従い、パーチェス法により会計処理を行なう予定です。

7 長期借入：

当社の平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の長期借入は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
長期借入：			
銀行およびその他の金融機関からの長期借入金	698,051	989,445	746,001
社債発行残高 ⁽¹⁾	2,211,618	3,116,250	2,643,988
トレーディング目的担保付借入	228,703	328,763	208,610
計	3,138,372	4,434,458	3,598,599

(1) 基準書第155号に基づき公正価値評価を行なっている複合金融商品（平成18年9月30日現在26,996百万円）を含んでおります。

長期借入は、以下の内訳からなっております。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
提出会社の借入債務残高	617,845	849,637	670,835
子会社の借入債務残高（提出会社が保証するもの）	1,878,157	2,414,725	2,173,496
子会社の借入債務残高（提出会社が保証しないもの） ⁽¹⁾⁽²⁾	642,370	1,170,096	754,268
計	3,138,372	4,434,458	3,598,599

(1) トレーディング目的担保付借入を含んでおります。

(2) 子会社が第一受益者である連結変動持分事業体の借入債務残高を含んでおります。

トレーディング目的担保付借入

トレーディング目的担保付借入の残高は、特別目的事業体からの担保付借入を示すものであります。当該借入は、当社の資金調達を目的としたものではなく、当該特別目的事業体が発行する社債を当社が投資家へ販売し利益を得るために行なうトレーディングを目的としたものであります。当該社債については、当社が特別目的事業体に担保として差し入れた特定の資産により担保されもしくは当該資産が参照資産として位置付けられており、利率、償還価値、償還日などは参照資産の運用成果に関連付けられております。これらの資産残高は平成17年9月30日現在228,671百万円、平成18年9月30日現在326,693百万円、平成18年3月31日現在207,324百万円であります。これらの残高はトレーディング資産の有価証券等およびデリバティブ取引として連結貸借対照表に含まれております。

8 担保資産：

当社は、主に顧客のニーズを満たすため、トレーディング商品在庫の資金調達を行なうため、および特定の有価証券を調達するために、担保付金融取引を行なっております。こうした取引には、売戻条件付有価証券買入取引、買戻条件付有価証券売却取引、担保付有価証券借入取引、担保付有価証券貸付取引およびその他の担保付借入があります。

多くの場合当社は、担保として受け入れた有価証券および無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券について、買戻契約の担保として提供すること、有価証券貸付契約を締結することおよび売建有価証券の精算のために取引相手へ引渡しを行なうことが認められております。これらの取引に関する残高は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：十億円)		
	平成17年 9月30日	平成18年 9月30日	平成18年 3月31日
当社が担保として受け入れた有価証券および無担保の貸借契約に基づき受け入れた有価証券のうち当社が売却または再担保の権利を有しているものの公正価値	20,153	19,039	22,061
上記のうちすでに売却され(連結貸借対照表上ではトレーディング負債の有価証券等に含まれる)もしくは再担保に提供されている額	16,072	14,274	16,125

当社は、買戻契約およびその他の担保付資金調達を担保するために自己所有の有価証券を差し入れております。担保受入者が売却または再担保に差し入れることのできる担保差入有価証券(現先レポ取引分を含む)については、連結貸借対照表上、トレーディング資産およびプライベート・エクイティ投資あるいは関連会社に対する投資および貸付金に括弧書きで記載しております。

当社が所有する資産であって、売却または再担保に差し入れる権利を担保受入者に認めることなく証券取引所および決済機関などに対して担保として差し入れられているものの概要は、それぞれ以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年 9月30日	平成18年 9月30日	平成18年 3月31日
トレーディング資産：			
持分証券および転換社債	113,878	106,257	50,319
政府および政府系機関債	302,726	392,977	419,391
銀行および事業会社の負債証券	556,508	849,014	578,000
ワラント	580	2,354	1,642
モーゲージおよびモーゲージ担保証券	1,047,845	799,840	918,465
受益証券およびその他		67,321	75,768
合計	2,021,537	2,217,763	2,043,585
トレーディング目的以外の負債証券	57,222	78,538	55,090
関連会社に対する投資および貸付金	49,238	130,272	128,811
その他	5		5

通常の営業活動の中で特定の当社の資産は、担保付借入取引、証券金融取引、デリバティブ取引を担保により保証するためもしくはその他の目的のために差し入れられております。注記7および上記の表に開示されているものを除く担保提供資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年 9月30日	平成18年 9月30日	平成18年 3月31日
貸付金および受取債権	26,335	48,705	39,670
トレーディング有価証券	2,546,401	1,060,550	2,439,002
建物、土地、器具備品および設備	3,160	14,556	3,063
トレーディング目的以外の負債証券	98,342	59,038	34,204
関連会社に対する投資および貸付金	8,074		
その他	868	1,695	2,158
合計	2,683,180	1,184,544	2,518,097

上記の資産は主に借入金、およびその他の担保付借入に関して金融機関に差し入れられているものであります。

当社は、銀行借入金およびその他借入金に関する担保として、平成17年9月30日現在672,184百万円、平成18年9月30日現在301,014百万円、平成18年3月31日現在640,483百万円の借入有価証券を再担保に差し入れております。

日本の証券会社は証券取引法に基づき、証券取引に関する顧客から預った現金を分別する必要があります。当社は、現金の代用物として平成17年9月30日現在392,078百万円、平成18年9月30日現在367,542百万円、平成18年3月31日現在375,406百万円の債券および株式を分別しております。それらは連結貸借対照表のトレーディング資産の有価証券等に含まれているものあるいは有価証券貸借契約により借り入れられたものであります。

9 1株当たり中間(当期)純利益：

基本および希薄化後の1株当たり中間(当期)純利益の計算に用いられた金額および株式数の調整計算は以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	(一株当たり情報 単位：円)		
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
基本 -			
普通株式に帰属する継続事業からの当期純利益	69,802	63,665	256,628
普通株式に帰属する非継続事業からの当期純利益	600		47,700
普通株式に帰属する当期純利益	69,202	63,665	304,328
加重平均株式数	1,921,644,125	1,905,579,864	1,913,758,941
普通株式1株当たり(基本)：			
継続事業からの当期純利益	36.32	33.41	134.10
非継続事業からの当期純利益	0.31		24.92
当期純利益	36.01	33.41	159.02
希薄化後 -			
普通株式に帰属する継続事業からの当期純利益	69,802	63,663	256,622
普通株式に帰属する非継続事業からの当期純利益	600		47,700
普通株式に帰属する当期純利益	69,202	63,663	304,322
普通株式1株当たり当期純利益(希薄化後)の計算に 使用された加重平均株式数	1,924,871,678	1,910,111,666	1,916,672,760
普通株式1株当たり(希薄化後)：			
継続事業からの当期純利益	36.26	33.33	133.89
非継続事業からの当期純利益	0.31		24.89
当期純利益	35.95	33.33	158.78

前中間期、当中間期、および前事業年度の加重平均株式数に対する希薄化は、未確定株式報酬制度を含む普通株式のストック・オプションにより生じております。また当中間期および前事業年度の継続事業からの当期純利益に対する希薄化は、関連会社が発行するストック・オプションの行使を仮定した場合の当社に帰属する持分の減少により生じております。

平成17年9月30日現在、5,919,000株を購入する権利を有する新株予約権、平成18年9月30日現在、4,559,800株を購入する権利を有する新株予約権、平成18年3月31日現在、1,885,000株を購入する権利を有する新株予約権は、逆希薄化効果を有するため、希薄化後1株当たり中間(当期)純利益の計算から除いております。

10 従業員給付制度：

当社は、世界各地でさまざまな退職一時金および年金制度を提供しております。加えて、野村証券健康保険組合を通じて、特定の在籍する従業員および退職した従業員に対し医療給付を行っております。

平成17年10月1日付で、提出会社およびプライベート・エクイティ投資先企業を除く日本の子会社（以下「国内子会社」）は人事制度の改訂を行ない、職掌および職位制度などを見直しております。それにともない、一部の国内会社において退職一時金および退職年金制度にかかる規定を変更しております。この規定変更によって過去勤務債務が1,379百万円発生しており、当社の連結財務諸表上、当該金額は適切に処理されております。

退職一時金および年金制度

前中間期、当中間期および前事業年度の国内会社の確定給付型制度にかかる期間退職・年金費用の主な内訳は以下のとおりであります。

国内会社の制度

	(単位：百万円)		
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
勤務費用	3,972	4,446	7,940
利息費用	2,166	2,365	4,342
年金資産の期待収益	1,573	1,954	3,147
その他償却等	1,652	742	3,347
期間退職・年金費用（純額）	6,217	5,599	12,482

上記の国内会社の制度以外にも、重要な金額ではありませんが期間退職・年金費用を前中間期、当中間期および前事業年度に計上しております。

11 株式報酬制度：

当社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保するために、株式報酬制度を採用しており、当該制度にはAプランおよびBプランがあります。Aプランは実質的に「ストック・オプション制度」に該当し、Bプランは実質的に「未確定株式報酬制度」に該当します。

ストック・オプション制度（Aプラン）

当社は、実質的に「ストック・オプション制度」に該当する制度として、提出会社の普通株式に対する新株予約権を取締役、執行役および一定の従業員に発行しております。この制度は、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、一定事由による退職等もしくは付与日の約7年後に失効します。行使価格は、基本的に付与日における提出会社の普通株式の公正価値以上の価格となっております。

未確定株式報酬制度（Bプラン）

当社は、実質的に「未確定株式報酬制度」に該当する制度として、提出会社の普通株式に対する新株予約権を取締役、執行役および一定の従業員に発行しております。この制度は、付与日の2年後に受給権が確定し行使可能となり、付与日の約7年後に失効します。行使価格は、1株あたり1円となっております。

株式報酬制度の実施状況は以下のとおりであります。

	株式数		加重平均 行使価格 (円)		加重平均 残存年数 (年)	
	ストック・ オプション 制度	未確定株式 報酬制度	ストック・ オプション 制度	未確定株式 報酬制度	ストック・ オプション 制度	未確定株式 報酬制度
平成18年3月31日	7,167,000	3,812,000	1,620	1	4.7	5.8
付与	1,832,000	4,042,000	2,210	1		
行使	648,000	642,000	1,714	1		
買戻	-	-	-	-		
失効	48,000	510,700	1,683	1		
行使期限満了	-	-	-	-		
平成18年9月30日	8,303,000	6,701,300	1,741	1	4.8	6.1

平成18年3月31日現在および平成18年9月30日現在、行使可能なストック・オプション制度にかかる株式数は、それぞれ、3,835,000株および4,763,000株、平成18年9月30日現在、行使可能な未確定株式報酬制度にかかる株式数は641,000株になります。

平成18年9月30日現在、発行されている株式報酬制度の詳細は以下のとおりであります。

行使価格 (円)	発行済みストック・オプション			行使可能なストック・オプション	
	株式数	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)	株式数	加重平均 行使価格 (円)
2,210	1,822,000	2,210	6.8	-	-
1,802	1,550,000	1,802	2.8	1,550,000	1,802
1,626	1,696,000	1,626	3.8	1,696,000	1,626
1,613	1,517,000	1,613	4.8	1,517,000	1,613
1,413	1,718,000	1,413	5.8	-	-
合計	8,303,000	1,741	4.8	4,763,000	1,679

行使価格 (円)	発行済み未確定株式報酬			行使可能な未確定株式報酬	
	株式数	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 契約残存年数 (年)	株式数	加重平均 行使価格 (円)
1	6,701,300	1	6.1	641,000	1

平成18年3月期および平成18年9月期に付与したストック・オプションの公正価値は、付与日時点でそれぞれ1株当たり381円および485円でありました。また、平成18年3月期および平成18年9月期に付与した未確定株式報酬の公正

価値は、付与時点でそれぞれ1株あたり1,362円および2,417円でした。

当期純利益に含まれる株式報酬制度にかかる費用は、金融費用以外の費用の人件費として、平成18年3月期および平成18年9月期において、それぞれ3,388百万円および3,233百万円が計上されております。

決算日後に生じた事項

提出会社は、平成18年10月5日に、平成18年6月28日開催の定時株主総会決議ならびに会社法第236条、第238条および第239条に基づき、Bプランの目的で平成18年10月10日付で発行する新株予約権について、次のとおり決定しました。発行する新株予約権の総数は236個、新株予約権1個あたり購入できる株式数は提出会社の普通株式100株であります。したがって、その目的である株式は、提出会社の普通株式23,600株です。行使価格は、1株当たり1円となっております。受給権の確定日は、未確定株式報酬の付与日の2年後となります。

12 株主資本：

発行済株式数（自己株式控除後）

前中間期、当中間期および前事業年度の発行済株式数（自己株式控除後）の変動は以下のとおりであります。

	(単位：株)		
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
発行済株式数（自己株式控除後）期首残高	1,941,261,889	1,904,864,196	1,941,261,889
自己株式：			
取得	36,541,043	35,955	36,595,661
売却	5,949	6,504	8,389
従業員等に対する発行株式		1,257,000	496,000
その他の増減（純額）	363,641	23,788	306,421
発行済株式数（自己株式控除後）期末残高	1,904,363,154	1,906,067,957	1,904,864,196

1 3 関連会社への投資：

決算日後に生じた事項

当社の持分法適用関連会社である野村土地建物株式会社（以下「NLB」）の子会社である野村不動産ホールディングス株式会社（以下「NREH」）は、平成18年10月に、1株当たりの引受価格3,332円で36百万株の普通株式の公募発行を行ない、東京証券取引所第一部に上場しました。1株当たりの払込資本の額が、NLBの保有するNREH株式の帳簿価格を上回ることにより認識されるNLBのNREHに対する持分増加による影響は、同時に行なわれたNLBによる11百万株のNREH株式の売出しにかかる売却損益と合わせ、NLBからの持分法損益を通じて、当社の平成19年3月期下半期において連結損益計算書に計上される予定です。

1 4 信用および投資関連コミットメント、偶発事象ならびに債務保証：

信用および投資関連コミットメント

当社は、銀行もしくは金融業務の一環として、子会社を通じ取引相手先に対して、貸出コミットメントを行っており、この契約義務には一般に固定満期日が設定されております。投資銀行業務に関連して、当社は顧客により発行されうる債券を引き受けることを保証する契約を結んでおります。この契約のもとでのコミットメント残高は貸出コミットメントに含まれております。

また当社は、主にマーチャント・バンキング業務に関連して、パートナーシップ等に投資するコミットメントを行っております。また当該投資に関連しパートナーシップに資金提供するコミットメントを行っております。この契約のもとでのコミットメント残高はパートナーシップへ投資するコミットメントに含まれております。

こうしたコミットメントの平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の残高は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
貸出コミットメントおよびパートナーシップへ投資するコミットメント	228,690	306,921	328,662

リース

賃借人としてのリース

当社は、日本国内において事務所および特定の従業員用住宅を主に解約可能リース契約により賃借しており、当該契約は契約期間満了時に更新されるのが慣行になっております。また当社は、特定の器具備品および施設を解約不能リース契約により賃借しております。

次の表は、平成18年9月30日現在、キャピタル・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成18年9月30日
平成18年10月1日～平成19年9月30日	1,425
平成19年10月1日～平成20年9月30日	1,065
平成20年10月1日～平成21年9月30日	856
平成21年10月1日～平成22年9月30日	651
平成22年10月1日～平成23年9月30日	488
平成23年10月1日～	685
最低支払リース料の現在価値 ⁽¹⁾	5,170

(1)利息相当額に重要性がないため、区分表示しておりません。

平成18年9月30日現在のキャピタル・リース資産5,323百万円は、連結貸借対照表上の建物、土地、器具備品および設備に含まれております。

次の表は、平成18年9月30日現在、残存契約期間が1年超のオペレーティング・リース契約に基づき将来支払われる最低リース料の年度別の金額であります。

	(単位：百万円)
	平成18年9月30日
平成18年10月1日～平成19年9月30日	7,225
平成19年10月1日～平成20年9月30日	6,777
平成20年10月1日～平成21年9月30日	5,061
平成21年10月1日～平成22年9月30日	3,755
平成22年10月1日～平成23年9月30日	3,061
平成23年10月1日～	6,147
最低支払リース料合計	32,026
転貸収入	1,713
最低支払リース料純額	30,313

特定のリース契約には、更新選択権条項または維持費用、公共料金および税金の増加に基づき支払リース料の引上げを定める段階的引上条項が規定されております。

偶発事象

訴訟または仲裁手続

当社は、日本国内および海外において訴訟および仲裁手続に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟あるいは仲裁手続であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の点を含めて、訴訟および仲裁手続に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えるものではないと確信しております。

平成10年、提出会社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメントplcは、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行（IPB）の発行済株式の約46%を取得しました（保有者はオランダ籍の会社（以下「オランダ法人」））。平成12年6月16日、チェコ中央銀行（CNB）はIPBを強制管理の下に置き、平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人によって、IPBのすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコベンスカ・オブホドニ銀行（CSOB）に譲渡されました。

ノムラ・プリンシパル・インベストメントおよびノムラ・インターナショナルplcは、ノムラ・プリンシパル・インベストメントによるIPBの株式の取得、強制管理の決定、その直後のIPB管財人によるCSOBへのIPBの営業譲渡などに関連して、法的請求を提起し、また提起されてきました。

係争には二つの別個の国際仲裁が含まれていました。第一の国際仲裁は、オランダ法人によるチェコ政府に対する賠償請求で、チェコ政府がオランダ・チェコの二国間の投資保護協定に違反したことにより損害が発生したと主張するものです。第二の国際仲裁は、チェコ政府によるノムラ・プリンシパル・インベストメントに対する賠償請求で、IPBの株式取得に際する契約違反に伴い損害賠償を求めるものでした。

平成18年3月、オランダ法人がチェコ政府に対して提起していた上記第一の国際仲裁では、オランダ法人の主張が認められ、IPBに関するチェコ政府の取扱いは投資保護協定が定める公正衡平に反するものであったことが認定されました。この仲裁判断に対して、平成18年5月、チェコ政府は、仲裁地ジュネーブを管轄するスイス連邦裁判所に仲裁判断の取消しを求める訴えを提起しましたが、平成18年9月7日、この訴えは却下され、チェコ政府が支払うべき賠償額を決定するための仲裁審理が平成19年11月に開催される予定となりました。

決算日後に生じた事項

平成18年11月30日、提出会社、ノムラ・プリンシパル・インベストメント、ノムラ・インターナショナルおよびオランダ法人（以下「当社グループ法人」）とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なおCSOBは、チェコ国内の裁判所において、ノムラ・プリンシパル・インベストメント、ノムラ・インターナショナルおよびオランダ法人などに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成18年10月5日、チェコ国内の第一審裁判所によってCSOBの訴えは却下され、裁判費用はCSOB負担

とする判決が出されました。現時点では判決文の送達は行なわれておりません。CSOBは控訴する可能性があります。しかし、平成18年11月30日の当社グループ法人与チェコ政府との和解契約には、CSOBによる賠償請求に伴う当社グループ法人の重大な損失発生の可能性を排除する内容が定められています。さらに当社は、いかなることがあっても、CSOBの請求は根拠がなく、当社が正しいと主張しうることを確信しています。

債務保証

財務会計基準審議会注釈書第45号は、債務保証をすることに伴い認識される義務に関する開示を規定し、債務保証義務の公正価値を負債として認識することを要求しております。

当社は、子会社を通じた通常の銀行もしくは金融業務の一環として、スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の方法で取引相手とさまざまな債務保証を行っており、こうした債務保証には一般に固定満期日が設定されております。

加えて、当社は注釈書第45号の債務保証の定義に該当する一定のデリバティブ取引を行っております。注釈書第45号は被債務保証者の資産、負債または持分証券に関連する原証券の変動に基づいて債務保証者が被債務保証者に支払いを行なうことが偶発的に求められるデリバティブ取引を債務保証に加えることを定義しております。こういったデリバティブ取引は一定のオプション売建取引およびクレジット・デフォルト・スワップ取引を含みます。当社は顧客がこれらのデリバティブ取引を投機またはヘッジ目的で行なっているかを把握していないため、注釈書第45号の債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられるデリバティブ取引に関して情報を開示しております。

一定のデリバティブ取引によって、当社が将来支払わなければならない潜在的な最大金額の情報として契約の想定元本額を開示しております。しかしながら、金利キャップ売建取引および通貨オプション売建取引のような一定のデリバティブ取引に対する潜在的な最大支払額は、将来の金利または為替レートにおける上昇が理論的には無制限であるため、見積ることができません。

当社はすべてのデリバティブ取引を連結貸借対照表に公正価値で認識しております。また、想定元本額は一般的にリスク額を過大表示していると考えております。

こうした債務保証の定義に該当するかもしれないと考えられる当社のデリバティブ取引ならびにスタンドバイ信用状およびその他の債務保証の平成17年9月30日現在、平成18年9月30日現在および平成18年3月31日現在の潜在的な最大支払額または契約金額は、以下のとおりであります。

	(単位：百万円)		
	平成17年9月30日	平成18年9月30日	平成18年3月31日
デリバティブ取引 ⁽¹⁾	17,710,282	35,160,996	25,401,478
スタンドバイ信用状およびその他の債務保証 ⁽²⁾	7,152	7,191	6,993

(1)デリバティブ取引の帳簿価額は平成17年9月30日現在597,516百万円、平成18年9月30日現在924,082百万円、平成18年3月31日現在782,586百万円であります。

(2)スタンドバイ信用状およびその他の債務保証の帳簿価額は平成17年9月30日現在69百万円、平成18年9月30日現在1,503百万円、平成18年3月31日現在56百万円であります。

15 セグメント情報および地域別情報：

【事業別セグメント】

当社の経営成績の報告は、国内営業部門、グローバル・マーケット部門、グローバル・インベストメント・バンキング部門、グローバル・マーチャント・バンキング部門、アセット・マネジメント部門の五つに区分して行なわれております。当社の事業別セグメントの構成は、主要な商品・サービスの性格および顧客基盤ならびに経営管理上の組織に基づいております。

セグメント情報の会計方針は、以下の処理を除き、実質的に米国会計原則に従っております。

- ・ 米国会計原則では中間(当期)純利益に含まれる取引関係上の目的で長期間保有している投資持分証券の評価損益の影響は、セグメント情報に含まれておりません。
- ・ 経営者はプライベート・エクイティ事業における投資を最終的に売却して譲渡利得を稼得するために保有する投資物件と位置付けておりますので、当該投資は、経営管理上プライベート・エクイティ投資として処理されております。経営者によって見積られた当該投資の公正価値の変動はすべて、グローバル・マーチャント・バンキング部門の金融収益以外の収益に表示されております。米国会計原則に従った連結財務諸表においては、当該投資はそれぞれの属性に応じて、公正価値による評価、持分法、または連結子会社として会計処理されております。当該投資を連結した影響および当該投資を連結除外した影響は、セグメント情報には含まれず調整計算項目として記載されております。

各事業セグメントに直接関わる収益および費用は、それぞれのセグメントの業績数値に含め表示されております。特定のセグメントに直接帰属しない収益および費用は、経営者がセグメントの業績の評価に用いる当社の配分方法に基づき、各事業セグメントに配分されるかあるいはその他の欄に含め表示されております。

次の表は、前中間期、当中間期および前事業年度の事業別セグメントの業績を示したものであります。経営者は経営の意思決定上、金融費用控除後の金融収益を利用しているため、純金融収益が開示されております。総資産についての事業別セグメント情報は、経営者が経営の意思決定上当該情報を利用していないため経営者に報告されていないことから、開示されておりません。当期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替を行っております。

(単位：百万円)

	国内営業 部門	グローバル・ マーケット 部門	グローバル・ インベストメ ント・バンキ ング部門	グローバル・ マーチャ ント・バンキ ング部門	アセット・ マネジメン ト部門	その他 (消去分を 含む)	計
自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日							
金融収益以外の収益	184,821	96,764	32,070	9,940	27,838	2,239	349,194
純金融収益	1,425	30,735	1,168	6,332	1,493	13,555	42,044
収益合計 (金融費用控除後)	186,246	127,499	33,238	3,608	29,331	11,316	391,238
金融費用以外の費用	114,519	96,705	21,952	4,782	20,689	13,669	272,316
税引前中間純利益 (損失)	71,727	30,794	11,286	1,174	8,642	2,353	118,922
自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日							
金融収益以外の収益	197,495	101,350	47,530	62,141	39,939	9,228	439,227
純金融収益	2,632	16,024	966	5,477	1,551	10,576	26,272
収益合計 (金融費用控除後)	200,127	117,374	48,496	56,664	41,490	1,348	465,499
金融費用以外の費用	129,417	106,648	26,653	5,384	25,200	20,056	313,358
税引前中間純利益 (損失)	70,710	10,726	21,843	51,280	16,290	18,708	152,141
自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日							
金融収益以外の収益	442,981	327,716	98,087	80,402	63,030	669	1,012,885
純金融収益	3,554	43,392	1,579	12,158	2,813	7,734	46,914
収益合計 (金融費用控除後)	446,535	371,108	99,666	68,244	65,843	8,403	1,059,799
金融費用以外の費用	249,330	213,387	48,127	12,809	45,220	38,934	607,807
税引前当期純利益 (損失)	197,205	157,721	51,539	55,435	20,623	30,531	451,992

事業セグメント間の取引は、通常の商取引条件によりそれぞれのセグメント業績に計上されており、消去はその他の欄において行なわれております。

次の表は、その他の欄の税引前中間(当期)純利益(損失)の主要構成要素を示したものであります。

	(単位：百万円)		
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
経済的ヘッジ取引に関連するトレーディング損益	11,251	25,418	64,761
取引関係目的で保有する投資持分証券の実現損益	8,101	4,898	8,382
関連会社利益の持分額	5,688	9,445	27,842
本社勘定	3,212	3,456	7,443
その他	1,679	4,177	5,449
計	2,353	18,708	30,531

次の表は、前頁の表に含まれる合算セグメント情報の、当社の連結損益計算書計上の収益合計(金融費用控除後)、金融費用以外の費用ならびに継続事業からの税引前中間(当期)純利益に対する調整計算を示したものであります。

	(単位：百万円)		
	自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日	自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日	自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日
収益合計(金融費用控除後)	391,238	465,499	1,059,799
取引関係目的で保有する投資持分証券評価損益	20,273	25,451	59,320
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	48,639	16,864	26,531 ⁽¹⁾
連結収益合計(金融費用控除後)	460,150	456,912	1,145,650
金融費用以外の費用計	272,316	313,358	607,807
取引関係目的で保有する投資持分証券評価損益			
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	46,466	37,063	92,243
連結金融費用以外の費用計	318,782	350,421	700,050
税引前中間(当期)純利益	118,922	152,141	451,992
取引関係目的で保有する投資持分証券評価損益	20,273	25,451	59,320
プライベート・エクイティ投資先企業等の連結/連結除外等による影響	2,173	20,199	65,712 ⁽¹⁾
連結継続事業からの税引前中間(当期)純利益	141,368	106,491	445,600

(1)非継続事業にかかる売却益を区分することから生じた影響額 74,852百万円を含んでおります。

【地域別情報】

当社の識別可能な資産、収益および費用の配分は、一般にサービスを提供している法的主体の所在国に基づき行なわれております。ただし、世界の資本市場が統合され、それに合わせて当社の営業活動およびサービスがグローバル化しているため、地域による厳密な区分は不可能な場合があります。こうしたことから、以下の地域別情報の作成に際しては複数年度にわたり一貫性のあるさまざまな仮定をおいております。

次の表は、地域別業務毎の収益合計(金融費用控除後)、継続事業からの税引前中間(当期)純利益(損失)ならびに、当社の事業にかかる長期性資産の地域別配分を示したものであります。米州および欧州の収益合計(金融費用控除後)は、主にそれぞれ米国および英国における当社の事業から構成されております。

(単位：百万円)

	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日
収益合計(金融費用控除後) ⁽¹⁾ ：			
米州	36,734	57,275	95,938
欧州	11,760	54,941	59,690
アジア・オセアニア	10,010	7,867	26,804
小計	58,504	120,083	182,432
日本	401,646	336,829	963,218
連結	460,150	456,912	1,145,650

継続事業からの税引前中間(当期)

純利益(損失)⁽¹⁾⁽²⁾：

米州	8,405	1,525	6,581
欧州	22,663	14,448	26,605
アジア・オセアニア	3,709	642	7,141
小計	27,359	15,331	12,883
日本	168,727	91,160	458,483
連結	141,368	106,491	445,600

(単位：百万円)

	平成17年 9月30日	平成18年 9月30日	平成18年 3月31日
長期性資産 ⁽¹⁾ ：			
米州	9,355	11,577	10,607
欧州	46,958	60,599	53,869
アジア・オセアニア	4,268	6,390	5,903
小計	60,581	78,566	70,379
日本	253,731	291,207	275,997
連結	314,312	369,773	346,376

(1)当中間期の開示様式と整合させるために、過年度の報告数値の組替(下記の(2)に関するものを含む)を行なっております。

(2)前事業年度において、継続事業からの税引前中間(当期)純利益(損失)の地域別配分方法について、外部顧客との取引高を基準とする方法から地域間の内部取引高を含む方法へと変更されております。

前中間期、当中間期および前事業年度において、単独で重要とみなされる外部の顧客との取引から生ずる収益はありません。

1.6 重要な後発事象：

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当社は、日本国内および海外において訴訟および仲裁手続に関係していますが、それらは当社の業務に伴う通常の一般に起こりうる訴訟あるいは仲裁手続であり、当社にとって重大なものではありません。当社および当社の国内外の弁護士が現時点で取得可能な情報に基づく限り、当社は、下記の点を含めて、訴訟および仲裁手続に関する最終的な決着は、当社の事業ならびに財務状況に対し、それらを総合しても、重大な影響を与えないと確信しております。

平成10年、提出会社の欧州子会社のひとつであるノムラ・プリンシパル・インベストメントplcは、チェコの銀行であるインベスティーチニ・ポストヴニ銀行（IPB）の発行済株式の約46%を取得しました（保有者はオランダ籍の会社（以下「オランダ法人」））。平成12年6月16日、チェコ中央銀行（CNB）はIPBを強制管理の下に置き、平成12年6月19日、CNBにより任命された管財人によって、IPBのすべての業務は別のチェコの銀行である、チェスコベンスカ・オブホドニ銀行（CSOB）に譲渡されました。

ノムラ・プリンシパル・インベストメントおよびノムラ・インターナショナルplcは、ノムラ・プリンシパル・インベストメントによるIPBの株式の取得、強制管理の決定、その直後のIPB管財人によるCSOBへのIPBの営業譲渡などに関連して、法的請求を提起し、また提起されていました。

係争には二つの別個の国際仲裁が含まれていました。第一の国際仲裁は、オランダ法人によるチェコ政府に対する賠償請求で、チェコ政府がオランダ - チェコの二国間の投資保護協定に違反したことにより損害が発生したと主張するものです。第二の国際仲裁は、チェコ政府によるノムラ・プリンシパル・インベストメントに対する賠償請求で、IPBの株式取得に際する契約違反に伴い144億ドル（上限金額）の損害賠償を求めるものでした。

平成18年3月、オランダ法人がチェコ政府に対して提起していた上記第一の国際仲裁では、オランダ法人の主張が認められ、IPBに関するチェコ政府の取扱いは投資保護協定が定める公正衡平に反するものであったことが認定されました。この仲裁判断に対して、平成18年5月、チェコ政府は、仲裁地ジュネーブを管轄するスイス連邦裁判所に仲裁判断の取消しを求める訴えを提起しましたが、平成18年9月7日、この訴えは却下され、チェコ政府が支払うべき賠償額を決定するための仲裁審理が平成19年11月に開催される予定となりました。

しかしながら、平成18年11月30日、提出会社、ノムラ・プリンシパル・インベストメント、ノムラ・インターナショナルおよびオランダ法人（以下「当社グループ法人」）とチェコ政府は和解契約を締結し、上記の国際仲裁はいずれも取り下げられることになりました。和解契約の内容の詳細は守秘義務が課されていますが、当社グループ法人には不利となることがない結論となりました。

なおCSOBは、チェコ国内の裁判所において、ノムラ・プリンシパル・インベストメント、ノムラ・インターナショナルおよびオランダ法人などに対し、IPBによるチェコのビール会社の売却に起因する629百万ドル（上限金額）の賠償の請求訴訟を提起しました。しかし、平成18年10月5日、チェコ国内の第一審裁判所によってCSOBの訴えは却下され、裁判費用はCSOB負担とする判決が出されました。現時点では判決文の送達は行なわれ

ておりません。CSOBは控訴する可能性があります。しかし、平成18年11月30日の当社グループ法人とチェコ政府との和解契約には、CSOBによる賠償請求に伴う当社グループ法人の重大な損失発生の可能性を排除する内容が定められています。さらに当社は、いかなることがあっても、CSOBの請求は根拠がなく、当社が正しいと主張しうることを確信しています。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

<1> 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金および預金		13,297		14,112		13,961	
金銭の信託				44,289			
短期貸付金		1,421,726		1,872,262		1,624,010	
繰延税金資産		1,690		5,229		7,387	
その他流動資産		57,308		51,929		186,610	
貸倒引当金		5		4		5	
流動資産計		1,494,015	45.7	1,987,818	49.4	1,831,963	50.5
固定資産							
有形固定資産	1	37,385		47,572		39,072	
無形固定資産		60,544		95,674		63,002	
投資その他の資産		1,677,987		1,890,640		1,693,739	
投資有価証券	2	209,937		223,943		247,952	
関係会社株式	2	1,165,618		1,191,162		1,176,502	
その他の関係会社有価証券		9,103		12,485		12,803	
関係会社長期貸付金		184,812		344,548		150,439	
長期差入保証金		52,500		54,904		52,069	
繰延税金資産		38,764		47,943		35,058	
その他		17,286		15,688		18,949	
貸倒引当金		33		32		33	
固定資産計		1,775,916	54.3	2,033,886	50.6	1,795,813	49.5
資産合計		3,269,931	100.0	4,021,704	100.0	3,627,776	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
短期借入金		1,014,500		1,684,000		1,322,000	
受入担保金		82,033		83,238		100,871	
未払法人税等		27,032		208		117,418	
その他流動負債		12,260		17,061		34,654	
流動負債計		1,135,825	34.7	1,784,506	44.4	1,574,943	43.4
固定負債							
社債		180,000		180,000		180,000	
長期借入金		416,000		516,000		421,000	
その他固定負債		1,495		2,551		5,185	
固定負債計		597,495	18.3	698,551	17.3	606,185	16.7
負債合計		1,733,320	53.0	2,483,057	61.7	2,181,128	60.1
(資本の部)							
資本金		182,800	5.6			182,800	5.0
資本剰余金							
資本準備金		112,504				112,504	
その他資本剰余金		1,821				2,014	
資本剰余金計		114,326	3.5			114,518	3.2
利益剰余金							
利益準備金		81,858				81,858	
任意積立金		1,020,029				1,020,029	
中間(当期)未処分利益		155,747				43,131	
利益剰余金計		1,257,634	38.5			1,145,018	31.6
その他有価証券評価差額金		62,854	1.9			84,761	2.3
自己株式		81,003	2.5			80,448	2.2
資本合計		1,536,612	47.0			1,446,649	39.9
負債・資本合計		3,269,931	100.0			3,627,776	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年9月30日)		当中間会計期間末 (平成18年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
資本金				182,800	4.6		
資本剰余金							
資本準備金				112,504			
その他資本剰余金				1,381			
資本剰余金合計				113,885	2.9		
利益剰余金							
利益準備金				81,858			
その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金				26			
別途積立金				994,000			
繰越利益剰余金				174,985			
利益剰余金合計				1,250,869	31.1		
自己株式				78,830	2.0		
株主資本合計				1,468,724	36.6		
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金				69,991			
繰延ヘッジ損益				531			
評価・換算差額等合計				69,460	1.7		
新株予約権				463	0.0		
純資産合計				1,538,647	38.3		
負債・純資産合計				4,021,704	100.0		

<2> 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
営業収益							
資産利用料収入	1	29,268		38,433		61,118	
不動産賃貸料収入	2	15,549		17,412		31,736	
商標使用料収入	3	8,501		9,599		23,035	
関係会社配当金		95,734		178,272		95,854	
その他の売上高	4	4,344		6,779		8,957	
営業収益計		153,396	100.0	250,495	100.0	220,699	100.0
営業費用							
人件費		459		1,303		3,811	
不動産関係費		15,961		19,890		34,176	
事務費		10,037		13,513		23,586	
減価償却費	5	13,338		16,964		24,272	
その他の経費		3,503		3,152		6,585	
金融費用		2,562		4,289		5,218	
営業費用計		45,860	29.9	59,110	23.6	97,648	44.2
営業利益		107,536	70.1	191,385	76.4	123,050	55.8
営業外収益		3,041	2.0	1,651	0.7	8,401	3.8
営業外費用		83	0.1	369	0.1	169	0.1
経常利益		110,494	72.0	192,667	77.0	131,282	59.5

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
投資有価証券売却益		8,292		6,083		8,987	
貸倒引当金戻入				1			
特別利益計		8,292	5.4	6,084	2.4	8,987	4.0
特別損失							
投資有価証券売却損		323		5		341	
投資有価証券評価減		57		1,187		96	
関係会社株式等評価減		160				115,432	
固定資産除売却損		1,612		1,226		8,444	
特別損失計		2,152	1.4	2,417	1.0	124,313	56.3
税引前中間(当期)純利益		116,634	76.0	196,334	78.4	15,956	7.2
法人税、住民税および事業税		6,396	4.2	6,701	2.7	12,681	5.7
法人税等調整額		2,611	1.7	94	0.0	14,603	6.6
中間(当期)純利益		107,627	70.2	189,727	75.7	17,878	8.1
前期繰越利益		48,121				48,121	
中間配当額						22,868	
中間(当期)未処分利益		155,747				43,131	

<3> 【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	182,800	112,504	2,014	114,518
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当				
固定資産圧縮積立金取崩額				
別途積立金取崩額				
中間純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			633	633
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)			633	633
平成18年9月30日残高 (百万円)	182,800	112,504	1,381	113,885

	株主資本						
	利益剰余金					自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成18年3月31日残高 (百万円)	81,858	29	1,020,000	43,131	1,145,018	80,448	1,361,888
中間会計期間中の変動額							
剰余金の配当				83,876	83,876		83,876
固定資産圧縮積立金取崩額		4		4			
別途積立金取崩額			26,000	26,000			
中間純利益				189,727	189,727		189,727
自己株式の取得						81	81
自己株式の処分						1,700	1,066
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)							
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)		4	26,000	131,854	105,851	1,618	106,836
平成18年9月30日残高 (百万円)	81,858	26	994,000	174,985	1,250,869	78,830	1,468,724

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	84,761		84,761		1,446,649
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当					83,876
固定資産圧縮積立金取崩額					
別途積立金取崩額					
中間純利益					189,727
自己株式の取得					81
自己株式の処分					1,066
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)	14,769	531	15,301	463	14,838
中間会計期間中の変動額合計 (百万円)	14,769	531	15,301	463	91,998
平成18年9月30日残高 (百万円)	69,991	531	69,460	463	1,538,647

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項〕

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券等</p> <p>ア 時価のある有価証券等 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部資本直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券等 移動平均法による原価法ないし償却原価法によっております。 なお、投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって中間貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 (同左)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p> <p>2 運用目的の金銭の信託の評価基準および評価方法 時価法によっております。</p>	<p>1 有価証券の評価基準および評価方法</p> <p>(1) その他有価証券</p> <p>ア 時価のある有価証券 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価(移動平均法により算定)ないし償却原価との評価差額を全部資本直入する方法によっております。</p> <p>イ 時価のない有価証券 (同左)</p> <p>(2) 子会社株式および関連会社株式 (同左)</p>

前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前事業年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15～50年 器具・備品 3～6年</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 定額法を採用しております。</p> <p>なお、ソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間としております。</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、当社所定の計算方法による支払見込額を計上しております。</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、当中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物 15～50年 器具・備品 3～10年</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 (同左)</p> <p>6 リース取引の処理方法 (同左)</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 (同左)</p> <p>(同左)</p> <p>(2) 無形固定資産および投資その他の資産 (同左)</p> <p>4 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 (同左)</p> <p>(2) 賞与引当金 (同左)</p> <p>5 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 (同左)</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 当社の社債に係る金利変動リスク等をヘッジするため、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。また、貸付金等に係る為替変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。</p> <p>(3) ヘッジ方針 社債に係る金利変動リスクは、原則として発行額面について全額、満期日までの期間にわたりヘッジしております。また、貸付金等に係る為替変動リスクは、原則として外貨建の貸付金額について全額、返済日までの期間にわたりヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 金利変動リスク等のヘッジにつきましては、該当するリスク減殺効果に対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を検証しております。</p>	<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3) ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p>	<p>7 ヘッジ会計の方法</p> <p>(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額をヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約については振当処理を行っております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左)</p> <p>(3) ヘッジ方針 (同左)</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 (同左)</p>

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 税抜方式によっております。</p> <p>(2)連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。</p>	<p>8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2)連結納税制度の適用 (同左)</p>	<p>8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1)消費税および地方消費税の会計処理方法 (同左)</p> <p>(2)連結納税制度の適用 (同左)</p>

〔中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更〕

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>従来「資本の部」の合計に相当する金額は、1,538,715百万円であります。</p> <p>なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当中間会計期間から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月27日 企業会計基準第8号)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成18年5月31日 企業会計基準適用指針第11号)を適用しております。</p> <p>これにより「営業利益」、「経常利益」および「税引前中間純利益」が463百万円減少しております。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)</p> <p>当期より「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))および「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

〔表示方法の変更〕

<p style="text-align: center;">前中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>
<p>(固定資産)</p> <p>「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第97号)が平成16年6月9日に公布され、平成16年12月1日より適用となったことおよび「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)が平成17年2月15日付で改正されたことに伴い、前中間会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めておりました投資事業有限責任組合およびそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)10,259百万円(前中間会計期間末6,967百万円)を当中間会計期間より投資有価証券およびその他の関係会社有価証券に分類して表示しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の投資有価証券に含まれる当該出資の額は、1,157百万円(前中間会計期間末908百万円)であります。</p>	

〔注記事項〕

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 68,124百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 73,752百万円	1 有形固定資産より控除した減価償却累計額 68,535百万円
2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等92,731百万円(時価)の差入れを行なっております。	2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等37,127百万円の差入れを行なっております。	2 差入有価証券等の注記 消費貸借契約に基づく貸付有価証券取引により、関係会社株式等107,632百万円(時価)の差入れを行なっております。
3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー153,000千米ドルの元金および同社が行なうスワップ取引等250,820千米ドルの保証 45,708百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したメディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、370,000千ユーロ、60,950百万円の元利金の保証 129,202百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート850,200千米ドル、27,500千ユーロ、82,200千豪ドル、1,450,800百万円の元利金の保証 1,557,849百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行なうスワップ取引等346,769千米ドルの保証 39,251百万円(注)2	3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカIncが発行したコマーシャル・ペーパー868,125千米ドルの元金の保証 102,352百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー332,000千米ドルの元金および同社が行なうスワップ取引等448,062千米ドルの保証 91,969百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したメディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、60,950百万円の元利金の保証 79,578百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート2,214,700千米ドル、1,093,500千ユーロ、165,700千豪ドル、1,809,900百万円の元利金の保証 2,249,377百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行なうスワップ取引等332,631千米ドルの保証 39,217百万円(注)2	3 保証債務の残高(注)1 野村證券株式会社が発行した社債258,200百万円の元利金の保証 258,200百万円 ノムラ・ホールディング・アメリカIncが発行したコマーシャル・ペーパー994,132千米ドルの元金の保証 116,781百万円 ノムラ・インターナショナルPLCが発行したコマーシャル・ペーパー150,000千米ドルの元金および同社が行なうスワップ取引等236,168千米ドルの保証 45,363百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファンディングPLCが発行したメディアム・ターム・ノート158,000千米ドル、60,950百万円の元利金の保証 79,510百万円(注)2 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンスN.V.が発行したメディアム・ターム・ノート1,641,200千米ドル、1,086,000千ユーロ、115,200千豪ドル、1,636,100百万円の元利金の保証 1,993,666百万円(注)2 ノムラ・グローバル・ファイナンシャル・プロダクツInc.が行なうスワップ取引等300,046千米ドルの保証 35,246百万円(注)2

前中間会計期間末 (平成17年9月30日)	当中間会計期間末 (平成18年9月30日)	前事業年度末 (平成18年3月31日)
<p>(注) 1 日本公認会計士協会監査委員会報告第61号に従い、実質的に債務保証義務を負っていると認められるものについては、債務保証に準ずるものとして注記の対象に含めております。</p> <p>2 野村證券株式会社と連帯して保証する債務を含んでおります。</p>	(同左)	(同左)

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1 「資産利用料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、当社の保有する器具・備品、ソフトウェア等の利用料であります。	1 (同左)	1 (同左)
2 「不動産賃貸料収入」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、店舗等の不動産賃貸料であります。	2 (同左)	2 (同左)
3 「商標使用料収入」は、子会社である野村證券株式会社から受け取る、当社の保有する商標の使用料収入であります。	3 (同左)	3 (同左)
4 「その他の売上高」は、子会社である野村證券株式会社等から受け取る、有価証券貸借料や貸付金にかかる受取利息等であります。	4 (同左)	4 (同左)
5 減価償却実施額 有形固定資産 1,909百万円 無形固定資産 11,242 投資その他の資産 187	5 減価償却実施額 有形固定資産 3,383百万円 無形固定資産 13,460 投資その他の資産 120	5 減価償却実施額 有形固定資産 3,953百万円 無形固定資産 20,026 投資その他の資産 294
計 13,338	計 16,964	計 24,272

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	59,822,266	35,955	1,263,504	58,594,717

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求に伴う増加 35,955株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

新株予約権の権利行使に伴う減少 1,257,000株

単元未満株式の買増しに伴う減少 6,504株

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	前事業年度 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p><1> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,293百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">687</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">606</td> </tr> </tbody> </table> <p><2> 未経過リース料中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">309百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">296</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">606</td> </tr> </tbody> </table> <p><3> 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">224百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">224百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><4> 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="padding-left: 40px;">リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占めるその割合が低いため、中間財務諸表等規則第5条の3において準用する財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>		器具・備品	取得価額相当額	1,293百万円	減価償却累計額相当額	687	中間期末残高相当額	606	1年内	309百万円	1年超	296	合計	606	支払リース料	224百万円	減価償却費相当額	224百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p><1> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,156百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">863</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">294</td> </tr> </tbody> </table> <p><2> 未経過リース料中間期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">252百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">294</td> </tr> </tbody> </table> <p><3> 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">146百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">146百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><4> 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="padding-left: 40px;">(同左)</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(減損損失について) (同左)</p>		器具・備品	取得価額相当額	1,156百万円	減価償却累計額相当額	863	中間期末残高相当額	294	1年内	252百万円	1年超	42	合計	294	支払リース料	146百万円	減価償却費相当額	146百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引は次のとおりであります。</p> <p><1> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 80%;"></th> <th style="width: 20%; text-align: right;">器具・備品</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">1,179百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">741</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> </tbody> </table> <p><2> 未経過リース料期末残高相当額((注)参照)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">284百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">154</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">438</td> </tr> </tbody> </table> <p><3> 支払リース料および減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">379百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">379百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p><4> 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="padding-left: 40px;">(同左)</p> <p>(注) 取得価額相当額および未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低いため、財務諸表等規則第8条の6第2項の規定に基づき、支払利子込み法によっております。</p> <p>(減損損失について) (同左)</p>		器具・備品	取得価額相当額	1,179百万円	減価償却累計額相当額	741	期末残高相当額	438	1年内	284百万円	1年超	154	合計	438	支払リース料	379百万円	減価償却費相当額	379百万円
	器具・備品																																																							
取得価額相当額	1,293百万円																																																							
減価償却累計額相当額	687																																																							
中間期末残高相当額	606																																																							
1年内	309百万円																																																							
1年超	296																																																							
合計	606																																																							
支払リース料	224百万円																																																							
減価償却費相当額	224百万円																																																							
	器具・備品																																																							
取得価額相当額	1,156百万円																																																							
減価償却累計額相当額	863																																																							
中間期末残高相当額	294																																																							
1年内	252百万円																																																							
1年超	42																																																							
合計	294																																																							
支払リース料	146百万円																																																							
減価償却費相当額	146百万円																																																							
	器具・備品																																																							
取得価額相当額	1,179百万円																																																							
減価償却累計額相当額	741																																																							
期末残高相当額	438																																																							
1年内	284百万円																																																							
1年超	154																																																							
合計	438																																																							
支払リース料	379百万円																																																							
減価償却費相当額	379百万円																																																							

(有価証券の状況)

(1) 満期保有目的債券の時価等

該当事項はありません。

(2) 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

種類	前中間会計期間末(平成17年9月30日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,785	106,921	61,135

種類	当中間会計期間末(平成18年9月30日)		
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,800	100,838	55,038

種類	前事業年度末(平成18年3月31日)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式			
関連会社株式	45,877	124,158	78,281

(3) その他有価証券の時価等

種類	前中間会計期間末(平成17年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	76,950	182,801	105,850
株式	54,484	158,873	104,389
債券			
その他	22,466	23,927	1,461

種類	当中間会計期間末(平成18年9月30日)		
	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	73,655	192,229	118,575
株 式	52,279	167,163	114,885
債 券			
そ の 他	21,376	25,066	3,690

種類	前事業年度末(平成18年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
固定資産に属するもの	77,760	221,317	143,556
株 式	55,270	195,809	140,539
債 券			
そ の 他	22,491	25,508	3,017

(4) 時価評価されていない主な有価証券(上記(1)、(2)を除く)の内容および中間貸借対照表計上額

種 類	前中間会計期間末(平成17年9月30日)
	中間貸借対照表計上額 (百万円)
満期保有目的債券	
その他有価証券	36,239
固定資産に属するもの	36,239
株 式 (非上場株式等)	23,980
債 券 (非上場債券等)	
そ の 他	12,259
その他の関係会社有価証券	9,103
そ の 他	3,156

種 類	当中間会計期間末(平成18年9月30日)	
	中間貸借対照表計上額 (百万円)	
満期保有目的債券		
その他有価証券		44,199
固定資産に属するもの		44,199
株式(非上場株式等)		27,692
債券(非上場債券等)		
そ の 他		16,506
その他の関係会社有価証券		12,485
そ の 他		4,021

種 類	前事業年度末(平成18年3月31日)	
	貸借対照表計上額 (百万円)	
満期保有目的債券		
その他有価証券		39,438
固定資産に属するもの		39,438
株式(非上場株式等)		22,929
債券(非上場債券等)		
そ の 他		16,509
その他の関係会社有価証券		12,803
そ の 他		3,706

(デリバティブ取引の状況)

ヘッジ会計が適用されているため、記載対象から除いております。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

平成18年10月25日開催の取締役会において、平成18年9月30日の最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり第2四半期配当を行なうことを決議いたしました。

<1> 第2四半期配当金の総額	15,259百万円
<2> 1株当たり第2四半期配当金	8円00銭
<3> 支払請求権の効力発生日および支払開始日	平成18年12月1日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- 1 有価証券報告書およびその添付書類
事業年度 自 平成17年4月1日
(第102期) 至 平成18年3月31日
平成18年6月29日関東財務局長に提出
- 2 有価証券届出書およびその添付書類
ストックオプション制度に伴う新株予約権発行
平成18年7月6日関東財務局長に提出
- 3 有価証券届出書の訂正届出書
上記2にかかると訂正届出書であります。
平成18年7月14日関東財務局長に提出
- 4 訂正発行登録書
平成18年6月29日
平成18年8月30日関東財務局長に提出
- 5 臨時報告書
証券取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(特定子会社の異動)の規定に基づくものであります。
平成18年8月30日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月1日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	坂 本 道 美	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	英 公 一	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 村 洋 季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定変動表、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 英 公 一 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結資本勘定変動表、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（中間連結財務諸表注記1参照）に準拠して、野村ホールディングス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月1日

野村ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	坂 本 道 美	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	英 公 一	印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	松 村 洋 季	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第102期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月11日

野村ホールディングス株式会社

取締役会 御 中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 英 公 一 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 松 村 洋 季 (印)
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 櫻 井 雄 一 郎 (印)
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている野村ホールディングス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村ホールディングス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。